

綾 部 市 公 報

番 号 第 7 5 7 号
発行日 令和 7 年 7 月 1 日
発行所 綾部市役所

目 次

○条 例

- ・綾部市職員等の旅費に関する
条例の制定
(職員課)・・・1
- ・綾部市職員の勤務時間、休暇
等に関する条例の一部改正
(職員課)・・・9
- ・綾部市一般職職員の育児休業
等に関する条例の一部改正
(職員課)・・・11
- ・綾部市特別職の職員で非常勤
のものの報酬及び費用弁償に
関する条例の一部改正
(職員課)・・・13
- ・綾部市長等の給与及び旅費に
関する条例の一部改正
(職員課)・・・14
- ・綾部市教育委員会の教育長の
給与等に関する条例の一部改
正
(職員課)・・・15
- ・綾部市会計年度任用職員の給
与及び費用弁償に関する条例
の一部改正
(職員課)・・・16
- ・綾部市実費弁償条例の一部改
正
(職員課)・・・17
- ・綾部市消防団員の定員、任免、
服務等に関する条例の一部改
正
(消防本部管理課)・・・18
- ・綾部市市税条例の一部改正
(税務課)・・・19
- ・綾部市営住宅設置及び管理条

例の一部改正

- (都市建築課)・・・22
- ・綾部市企業職員の給与の種類
及び基準に関する条例の一部
改正
(上水道課)・・・23
- ・綾部市議会議員及び綾部市長
の選挙における選挙運動用ポ
スターの作成の公営に関する
条例の一部改正
(選挙管理委員会)・・・24
- ・綾部市議会議員及び綾部市長
の選挙における選挙運動用ビ
ラの作成の公営に関する条例
の一部改正
(選挙管理委員会)・・・25
- ・綾部市特別職の職員で非常勤
のものの報酬及び費用弁償に
関する条例の一部改正
(選挙管理委員会)・・・26
- ・綾部市議会の議員の議員報酬
及び費用弁償等に関する条例
の一部改正
(議会事務局)・・・28
- 規 則
- ・綾部市非常勤消防団員等に係
る損害補償の支給等に関する
規則の一部改正
(消防本部管理課)・・・29
- ・綾部市職員等の旅費に関する
条例施行規則の制定
(職員課)・・・30
- ・綾部市職員の勤務時間、休暇
等に関する規則の一部改正
(職員課)・・・38
- ・綾部市一般職職員の育児休業
等に関する規則の一部改正
(職員課)・・・39
- ・綾部市一般職職員の給与に関

する規則の一部改正 (職員課)・・・40 ・綾部市臨時的任用職員給与支 給規則の一部改正 (職員課)・・・41 ・綾部市議会の議員その他非常 勤の職員の公務災害補償等に 関する条例施行規則の一部改 正 (職員課)・・・42 ・綾部市立病院の使用料等に関 する条例施行規則の一部改正 (保健推進課)・・・43 ○告 示 ・地縁団体変更告示(下村自治 会) (市民協働課)・・・44 ・綾部市公共下水道供用開始告 示 (下水道課)・・・45 ・綾部市介護予防・日常生活支 援総合事業実施要綱の一部改 正 (地域包括支援課)・・・47 ・綾部市重度障害者等就労支援 特別事業実施要綱の制定 (障害者支援課)・・・48 ・令和7年6月綾部市議会定例 会において議決を経た予算の 要領の公表 (財政課)・・・56 ・公金の収納に関する事務委託 告示 (市民・国保課)・・・57 ・綾部市障害者自立支援医療特 別対策費支給事業実施要綱の 一部改正 (障害者支援課)・・・58 ・綾部市障害者福祉サービス等 利用支援事業実施要綱の一部	改正 (障害者支援課)・・・59 ・綾部市子育て世帯住宅リフォ ーム支援事業補助金交付要綱 の一部改正 (子育て支援課)・・・60 ○訓令甲 ・上林地域振興支援センターに おける証明書等の交付に関す る事務取扱規程の一部改正 (市民・国保課)・・・61 ・綾部市職員服務規程の一部改 正 (職員課)・・・62 ・私有車の公務使用に関する規 程の一部改正 (職員課)・・・65 ○公 告 ・農地中間管理事業の推進に関 する法律に基づく農用地利用 集積等促進計画の認可につい て (農政課)・・・66 ・公示送達 (市民・国保課)・・・67 ・市道上野試験場線外1線改良 工事と学校施設維持管理費 (小学校)の綾部小学校駐車 場整備工事公募型指名競争入 札について (監理課)・・・68 ・第二浄水場送配水管更新工事 公募型指名競争入札について (監理課)・・・80 ・資料館照明改修工事条件付一 般競争入札について (監理課)・・・91 ・放置自転車の処分について (市民協働課)・・・101 ・第二浄水場送配水管更新工事
--	--

入札公告の取り下げ (監理課) . . . 104	委員会会議招集告示 . . . 129
・ 公示送達 (税務課) . . . 105	○監査公表 ・ 令和 6 年度定期監査結果 . . . 130
・ 公示送達 (税務課) . . . 106	・ 令和 6 年度随時監査結果 . . . 137
・ 農地中間管理事業の推進に関 する法律に基づく農用地利用 集積等促進計画の認可につい て (農政課) . . . 107	・ 令和 6 年度行政監査結果 . . . 140
・ 農地中間管理事業の推進に関 する法律に基づく農用地利用 集積等促進計画の認可につい て (農政課) . . . 108	・ 令和 6 年度財政援助団体等監 査結果 . . . 148
・ 綾部市立病院西館屋上防水工 事条件付一般競争入札につい て (監理課) . . . 109	○選挙管理委員会告示 ・ 令和 7 年 7 月 2 0 日執行予定 の参議院京都府選挙区選出議 員選挙におけるポスター掲示 場の設置場所 . . . 150
・ 令和 7 年度下水道事業受益者 負担金の賦課区域の縦覧につ いて (下水道課) . . . 119	・ 令和 7 年 7 月 2 0 日執行予定 の参議院京都府選挙区選出議 員選挙における候補者の氏名 及び党派別の掲示の掲載順序 を定めるくじを行う場所及び 日時 . . . 156
・ 公示送達 (税務課) . . . 121	
・ 公示送達 (税務課) . . . 122	
・ 公示送達 (税務課) . . . 123	
・ 公示送達 (税務課) . . . 124	
・ 放置自転車の処分について (市民協働課) . . . 125	
○上下水道事業管理規程 ・ 綾部市上下水道部就業規程の 一部改正 . . . 127	
○教育委員会告示 ・ 令和 7 年度第 3 回綾部市教育	

綾部市職員等の旅費に関する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 3 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 3 7 号

綾部市職員等の旅費に関する条例

綾部市職員等の旅費に関する条例（昭和 2 8 年綾部市条例第 6 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、他に定めがあるものを除き、公務のため旅行する常勤の特別職及び一般職の職員（以下「職員」という。）並びに職員以外の者に対して支給する旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。次号において同じ。）における旅行をいう。
- （2）外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下この号において同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- （3）出張 職員が公務のため一時その在勤公署（任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。
- （4）赴任 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤公署に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤公署から新在勤公署に旅行することをいう。
- （5）帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。
- （6）家族 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。
- （7）遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。
- （8）旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和 2 7 年法律第 2 3 9 号）第 6 条の 4 第 1 項に規定する旅行業者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行業者等が市に対し

て旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。）を締結したものをいう。

（旅費の支給）

第3条 職員が出張し、又は赴任（市長が特に必要と認めるものに限る。以下同じ。）した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

（1）職員が出張又は赴任のための旅行中に退職、免職、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

（2）職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

（3）職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号又は第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 職員又は職員以外の者が、市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合その他市費を支弁して旅行させる必要がある場合には、その者に対し、旅費を支給する。

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

（旅行命令等）

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令等によって行われなければならない。

（1）前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

(2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

- 2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。
- 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。
- 4 旅行命令簿又は旅行依頼簿の記載又は記録に関し必要な事項は、規則で定める。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

- 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。
- 3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の種目)

第6条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、市内旅費、転居費、着後滞在費及び家族移転費とする。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条に規定する旅費の種目及び第9条から第20条までに規定する旅費の内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅費の請求手続)

第8条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第4項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）に必要な資料を添えて、これを会計管理者に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要

が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 会計管理者は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。
- 4 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。次項において同じ。）をもって提出することができる。
- 5 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、会計管理者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。
- 6 第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項並びに第2項及び第3項に規定する期間その他の必要な事項は、市長が別に定める。

（鉄道賃）

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- （1）運賃
- （2）急行料金
- （3）寝台料金
- （4）座席指定料金
- （5）前各号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、規則で定める額とする。

（船賃）

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- （1）運賃
- （2）寝台料金
- （3）座席指定料金
- （4）前3号に掲げる費用に付随する費用

- 2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、規則で定める額とする。

（航空賃）

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規

定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、規則で定める額とする。

(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 自動車を利用する移動に要する費用(前3号に規定する費用を除く。)で、規則で定める方法により算定される額

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して規則で定める額(次条において「宿泊費基準額」という。)とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める1夜当たりの定額とする。

(市内旅費)

第16条 市内出張における旅費については、規則で定める。

(転居費)

第17条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用(第19条第1項第1号又は第2号に

規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。)とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第18条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第19条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

- (1) 赴任の際家族(赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。)を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額
- (2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地(赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地)に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(研修及び各種講習を受けるための旅費)

第20条 研修及び各種講習を受けるため(資格試験のための受験を含む。)市外に出張を必要とする職員の出張のための旅行については、旅行の期間、路程、出張の種類等によって個々の場合につき市長が定める定額を支給することができる。ただし、その額は、この条例で定める基準を超えることができない。

(外国旅行の旅費)

第21条 外国旅行の場合における旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)の例による。

(退職者等の旅費)

第22条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第23条 第3条第2項第2号及び第3号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第24条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第13条、第14条、第17条、第18条及び第19条第1項並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第25条 任命権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、任命権者に協議して定める旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第26条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項又は第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項又は第64条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(旅費の返納)

第27条 会計管理者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、会計管理者は、前項に規定する返納に代えて、当該会計管理者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

(規則への委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の規定による旅費の支給の手続その他この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、同日以後に出発する旅行から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

綾部市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 3 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 3 8 号

綾部市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

綾部市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 6 年綾部市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条の 3 を第 1 6 条の 4 とする。

第 1 6 条の 2 第 1 項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第 1 6 条の 3 とし、第 1 6 条の次に次の 1 条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）

第 1 6 条の 2 任命権者は、綾部市一般職職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年綾部市条例第 1 号。以下「育休条例」という。）第 1 3 条第 1 項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1）申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- （2）出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- （3）育休条例第 1 3 条第 1 項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3 歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1）対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- （2）育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- （3）対象職員の 3 歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第 1 項第 3 号又は前項第 3 号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の綾部市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 1 6 条の 2 第 2 項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

綾部市一般職職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 3 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 3 9 号

綾部市一般職職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

綾部市一般職職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年綾部市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び第 2 項」を「から第 3 項まで及び第 5 項」に改める。

第 9 条中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「除く」の次に「。次条において同じ」を加える。

第 1 0 条の見出し中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 1 項中「部分休業（育児休業法第 1 9 条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第 1 9 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 1 号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第 2 項中「による育児時間」の次に「（以下「育児時間」という。）」を、「勤務しない職員」の次に「（非常勤職員を除く。）」を加え、「部分休業（育児休業法第 1 9 条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）」を「第 1 号部分休業」に改め、同条第 3 項中「部分休業」を「第 1 号部分休業」に改め、「5 時間 4 5 分を減じた時間」の次に「を超えない範囲内で」を加え、「介護時間」を「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 7 6 号）第 6 1 条の 2 第 2 0 項の規定による介護をするための時間」に、「から当該承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内で」を「を超えない範囲内で、かつ、2 時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）」に改める。

第 1 0 条の次に次の 4 条を加える。

（第 2 号部分休業の承認）

第 1 0 条の 2 育児休業法第 1 9 条第 2 項第 2 号に掲げる範囲内で請求する同条第 1 項に規定する部分休業（以下「第 2 号部分休業」という。）の承認は、1 時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第 2 号部分休業を承認することができる。

（1）1 回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第10条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第10条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第10条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第11条第1項中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業(次項において「部分休業」という。)」に改める。

第12条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第12条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における同条第1項に規定する部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の綾部市一般職職員の育児休業等に関する条例第10条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

綾部市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 3 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 4 0 号

綾部市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に
関する条例の一部を改正する条例

綾部市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 2 年綾部市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項を次のように改める。

- 2 前項の規定により支給する旅費の額は、綾部市職員等の旅費に関する条例（令和 7 年綾部市条例第 3 7 号）の適用を受ける常勤の特別職の職員の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

綾部市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 3 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 4 1 号

綾部市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

綾部市長等の給与及び旅費に関する条例（昭和 3 2 年綾部市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

題名中「及び旅費」を削る。

第 1 条中「及び旅費」を削る。

第 2 条中「（１）給料表」を削る。

第 4 条を削る。

第 5 条中「、旅費及び第 3 条」を「及び前条」に改め、同条を第 4 条とする。

別表（１）給料表中「（１）給料表」を「給料表」に改め、同表（２）旅費額表を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

綾部市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 3 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 4 2 号

綾部市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

綾部市教育委員会の教育長の給与等に関する条例（昭和 2 7 年綾部市条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出し中「給与等」を「給与」に改め、同条中「給与等」を「給与」に、「期末手当及び旅費」を「及び期末手当」に改める。

第 5 条を削り、第 6 条を第 5 条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

綾部市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 3 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 4 3 号

綾部市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例

綾部市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年綾部市条例第 9 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 5 条中「昭和 2 8 年綾部市条例第 6 号」を「令和 7 年綾部市条例第 3 7 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

綾部市実費弁償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 3 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 4 4 号

綾部市実費弁償条例の一部を改正する条例

綾部市実費弁償条例（昭和 3 7 年綾部市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「昭和 2 8 年綾部市条例第 6 号」を「令和 7 年綾部市条例第 3 7 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

綾部市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 3 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 4 5 号

綾部市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例

綾部市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例（昭和 5 4 年綾部市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 1 項中「昭和 2 8 年綾部市条例第 6 号」を「令和 7 年綾部市条例第 3 7 号」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項に次のただし書を加える。

ただし、団長及び副団長については、常勤の特別職の職員の例による。

第 1 3 条第 3 項を同条第 2 項とする。

別表第 3 を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

綾部市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 3 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 4 6 号

綾部市市税条例の一部を改正する条例

綾部市市税条例（昭和 3 7 年綾部市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「は、」の次に「公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行なう」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてする」に改める。

第 7 条中「地方税法施行規則（昭和 2 9 年総理府令第 2 3 号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第 1 9 条中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に、「、又は」を「又は」に改める。

第 2 6 条第 1 項ただし書中「支払い」を「支払」に、「若しくは法第 3 1 4 条の 2 第 4 項」を「、法第 3 1 4 条の 2 第 4 項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 1 2 号に規定する特定親族をいう。第 2 7 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 2 7 条の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 8 5 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第 2 7 条の 2 第 1 項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第 2 7 条の 3 第 1 項中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が 8 5 万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第 2 1 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第 2 1 条の 2 の 2 令和 8 年 4 月 1 日以後に第 8 0 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第 8 0 条第 1 号オに掲げる加熱式たばこをいい、第 8 1 条の 2 の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第 8 2 条第 1 項の製造たばこの本数は、同条第 3 項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第 8 0 条第 1 号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

- (1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもつて紙巻たばこの1本に換算する方法
- (2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもつて紙巻たばこの20本に換算する方法
- 2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第81条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。
- (1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの
- (2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第81条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第21条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定 令和8年4月1日
- (2) 第6条及び第7条の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日
（公示送達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の綾部市市税条例（以下「新条例」という。）第6条の規

定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第19条及び第26条第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第26条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第27条の2第1項第3号及び第27条の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第27条の2第1項の規定は、令和8年1月1日以後に支払を受けるべき新条例第26条第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第27条の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の綾部市市税条例（以下「旧条例」という。）第26条第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第27条の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第27条の3第1項の規定は、令和8年1月1日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第27条の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第27条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第21条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、綾部市市税条例第80条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第82条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第21条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

（1）綾部市市税条例第82条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第21条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

（2）新条例附則第21条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

綾部市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 3 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 4 7 号

綾部市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

綾部市営住宅設置及び管理条例（平成 9 年綾部市条例第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

別表ピース新宮の項の次に次のように加える。

レジデンス井倉	綾部市井倉町
---------	--------

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

綾部市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 3 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 4 8 号

綾部市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

綾部市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 4 2 年綾部市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 2 項中「一部（2 時間を超えない範囲内の時間に限る。）」を「全部又は一部」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

綾部市議会議員及び綾部市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 3 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 4 9 号

綾部市議会議員及び綾部市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

綾部市議会議員及び綾部市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成 5 年綾部市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「5 4 1 円 3 1 銭」を「5 8 6 円 8 8 銭」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の綾部市議会議員及び綾部市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

綾部市議会議員及び綾部市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 3 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 5 0 号

綾部市議会議員及び綾部市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

綾部市議会議員及び綾部市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（令和 3 年綾部市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条及び第 5 条中「7 円 7 3 銭」を「8 円 3 8 銭」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の綾部市議会議員及び綾部市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

綾部市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 3 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 5 1 号

綾部市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

綾部市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 2 年綾部市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

選挙長	1 回 1 0 , 8 0 0 円
投票所の投票管理者	1 回 1 2 , 8 0 0 円
期日前投票所の投票管理者	1 回 1 1 , 3 0 0 円
開票管理者	1 回 1 0 , 8 0 0 円
投票所の投票立会人	1 回 1 0 , 9 0 0 円
期日前投票所の投票立会人	1 回 9 , 6 0 0 円
開票立会人	1 回 8 , 9 0 0 円
選挙立会人	1 回 8 , 9 0 0 円

を

」

「

選挙長	1 回 1 2 , 2 0 0 円
投票所の投票管理者	1 回 1 4 , 5 0 0 円

期日前投票所の投票管理者	1 回 1 2 , 8 0 0 円
開票管理者	1 回 1 2 , 2 0 0 円
投票所の投票立会人	1 回 1 2 , 4 0 0 円
期日前投票所の投票立会人	1 回 1 0 , 9 0 0 円
開票立会人	1 回 1 0 , 1 0 0 円
選挙立会人	1 回 1 0 , 1 0 0 円

に

」

改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の綾部市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を公示され、又は告示される選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第95条の規定による投票について適用し、同日の前日までにその期日を公示され、又は告示された選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第95条の規定による投票については、なお従前の例による。

綾部市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 3 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 5 2 号

綾部市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部を改正する条例

綾部市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 3 2 年綾部市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項を次のように改める。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、綾部市職員等の旅費に関する条例（令和 7 年綾部市条例第 3 7 号）の適用を受ける常勤の特別職の職員の例による。

第 6 条中「綾部市長等の給与及び旅費に関する条例」を「綾部市長等の給与に関する条例（昭和 3 2 年綾部市条例第 1 2 号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

綾部市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 1 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 3 7 号

綾部市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の
一部を改正する規則

綾部市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則（平成 1 9 年綾部市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 号中「拘置されている」の次に「場合若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている」を加える。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この規則は、公布の日から施行する。

（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の一部改正）

第 2 条 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則（令和 7 年綾部市規則第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項の見出し中「綾部市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則」の次に「及び綾部市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則」を加え、同項中「第 7 条の 2 第 1 号」の次に「及び綾部市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則第 1 条第 1 号」を加える。

綾部市職員等の旅費に関する条例施行規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 3 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 3 8 号

綾部市職員等の旅費に関する条例施行規則

綾部市職員等の旅費支給規則（昭和 2 8 年綾部市規則第 5 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、綾部市職員等の旅費に関する条例（令和 7 年綾部市条例第 3 7 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第 2 条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（旅行役務提供者等）

第 3 条 条例第 2 条第 8 号に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1）旅行業法（昭和 2 7 年法律第 2 3 9 号）第 6 条の 4 第 1 項に規定する旅行業者
- （2）鉄道事業法（昭和 6 1 年法律第 9 2 号）第 1 3 条第 1 項に規定する鉄道運送事業者及び軌道法（大正 1 0 年法律第 7 6 号）第 4 条に規定する軌道経営者
- （3）海上運送法（昭和 2 4 年法律第 1 8 7 号）第 2 3 条の 3 第 2 項に規定する船舶運航事業者
- （4）航空法（昭和 2 7 年法律第 2 3 1 号）第 2 条第 1 8 項に規定する航空運送事業を営営する者
- （5）道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号）第 9 条第 7 項第 3 号に規定する一般旅客自動車運送事業者
- （6）旅館業法（昭和 2 3 年法律第 1 3 8 号）第 2 条第 1 項に規定する旅館業を営む者
- （7）貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 8 3 号）第 7 条第 1 項に規定する一般貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業法（平成元年法律第 8 2 号）第 5 5 条第 1 項に規定する貨物利用運送事業者
- （8）割賦販売法（昭和 3 6 年法律第 1 5 9 号）第 3 1 条に規定する登録包括信用購入あっせん業者（市との契約によりカード等（同法第 2 条第 3 項第 1 号に規定するカード等をいう。次項において同じ。）を前各号に掲げる者が提供する役務その他の旅行に係る役務の対価の支払のみのために旅行者に提供する場合に限る。）

2 条例第 2 条第 8 号に規定する規則で定めるものは、役務及びカード等とする。

（旅行命令等の変更を受けた場合等における旅費）

第 4 条 条例第 3 条第 5 項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 条例第3条第2項及び第4項（その他市費を支弁して旅行させる必要がある場合に限る。）の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。
- (2) 条例第3条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定により旅費の支給を受けることができる職員がその家族の旅行について条例第17条、条例第19条第1項及び条例第22条第2項に基づく旅費の支給を受けることができる場合であつて、当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。
- 2 条例第3条第5項に規定する規則で定めるものは、条例第25条第2項の規定により旅費を支給する場合を除くほか、次に掲げる金額とする。
 - (1) 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）については、条例第9条第1項各号、条例第10条第1項各号、条例第11条第1項各号及び条例第12条各号に掲げる各費用について、当該各条及び条例第7条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻しを行ったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消しを行ったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額の合計額
 - (2) 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）については、当該各種目について条例第13条、条例第14条、条例第17条、条例第18条及び条例第19条第1項並びに条例第7条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻しを行ったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消しを行ったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額の合計額
 - (3) 前2号に掲げる金額のほか、手数料その他の旅行命令等の変更等に伴い支給する必要があるものとして旅行命令権者が認めた額
（旅費額を喪失した場合における旅費）

第5条 条例第3条第6項に規定する規則で定める事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 交通事故その他の条例第3条第6項に規定する者の責めに帰することができない事情
- (2) 前条第1項第2号に規定する旅費の支給を受けることができる場合における当該家族の旅行中の天災又は交通事故その他の当該職員若しくは家族の責めに帰することができない事情

2 条例第3条第6項に規定する規則で定める金額は、次に掲げる金額とする。

- (1) 現に所持していた旅費額（交通手段を利用するための乗車券、乗船券、航空券等で当該旅行について購入したものを含む。次号において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例の規定により支給することができる額
- (2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を

免がれた旅費額を差し引いた額

(旅行命令等の通知)

第6条 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をした場合には、できるだけ速やかに次条第1項の事項を会計管理者に通知しなければならない。

(旅行命令簿等の記載又は記録)

第7条 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下この条において「旅行命令簿等」という。）に発令年月日、出発地、用務、用務先、到着地及び旅行期間の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項の事項の記載又は記録をしなければならない。

3 条例第3条第4項の規定による旅行命令権者以外の機関の依頼による旅行の場合においては、前2項の規定にかかわらず、依頼機関は旅行依頼の理由、用務、旅行計画等を記載した申請書を旅行命令権者に提出しなければならない。

(旅行命令等の変更の申請)

第8条 旅行者は、条例第5条第1項又は第2項の規定により旅行命令等の変更を申請する場合には、その変更の必要を証明するに足る書類を提出しなければならない。

(鉄道賃に係る鉄道等)

第9条 条例第9条第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 鉄道事業法第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道に類するもの

(2) 軌道法第1条第1項に規定する軌道に類するもの

2 条例第9条第2項に規定する規則で定める額は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(船賃に係る船舶等)

第10条 条例第10条第1項に規定する規則で定めるものは、海上運送法第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶に類するものとする。

2 条例第10条第2項に規定する規則で定める額は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(航空賃に係る航空機等)

第11条 条例第11条第1項に規定する規則で定めるものは、航空法第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機に類するものとする。

2 条例第11条第2項に規定する規則で定める額は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(自動車を利用する移動に要する費用)

第12条 条例第12条第4号に規定する規則で定める方法により算定される額は、通算した全路程（通算した路程に1キロメートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた路程）1キロメートルにつき37円を乗じて得た額とする。

(宿泊費基準額等)

第 13 条 条例第 13 条に規定する規則で定める額は、別表第 1 のとおりとする。

2 条例第 13 条に規定する規則で定める場合は、現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であって、旅行命令権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときとする。

- (1) 用務において主催者から宿泊施設の指定があり当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。
- (2) 公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により当該宿泊施設を選択しなければ、公務に支障が生ずると市長が認めるとき。

(宿泊手当の定額等)

第 14 条 条例第 15 条に規定する規則で定める 1 夜当たりの定額は、別表第 2 のとおりとする。

2 宿泊手当の額は、条例の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の 3 分の 2 の額
- (2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の 3 分の 1 の額

3 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合には、前 2 項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

(市内旅費)

第 15 条 市内における出張については、別表第 3 の料程区分により経路の順に 1 キロメートルにつき 25 円の割合で算出した額の合計額（以下「市内旅費」という。）を支給する（片道 2.5 キロメートル未満の出張を除く。）。ただし、バスを利用した場合その運賃に満たないときは、当該運賃の額とする。

2 別表第 3 により料程を計算し難い場合には、前項の規定にかかわらず、旅行者の出張先における同表の直近区分地点をもって料程を計算することができる。

3 市内における出張については、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当を支給しない。ただし、業務の都合で宿泊を認めた場合は、2 日間の出張とみなして条例の規定により支給される宿泊費、包括宿泊費又は宿泊手当を支給する。

4 職員が公用の自動車等により市内に出張する場合は、第 1 項の規定にかかわらず、市内旅費を支給しない。

(転居費の算定方法等)

第 16 条 条例第 17 条に規定する規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(2) 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(3) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして第1号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。

2 前項の算定に当たっては、条例の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の市費による支給が適当でない費用として市長が定めるものを除くものとする。

3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

(退職者等の旅費の細則)

第17条 条例第22条第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げる旅費とする。

(1) 職員が出張のための旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費

(2) 職員が赴任のための旅行中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費

(遺族等の旅費の細則)

第18条 条例第23条に規定する規則で定めるものは、次に掲げる旅費とする。

(1) 条例第3条第2項第2号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、次に掲げる旅費

ア 職員が出張のための旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

イ 職員が赴任のための旅行中に死亡した場合には、アに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

(2) 条例第3条第2項第3号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地に旅行するものとして計算した旅費（宿泊費及び包括宿泊費を除く。）

2 遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、条例第2条第7号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

(通勤手当との調整)

第19条 旅行者が綾部市一般職職員の給与に関する条例（昭和26年綾部市条例第6号）第12条に規定する通勤手当の支給を受けている場合であって、旅行の経路に当該通勤手当の区間が含まれるときは、その重複する区間に係る旅費は支給しないものとする。

(旅行依頼に係る旅費)

第20条 条例第3条第4項の規定により支給する旅費は、一般職職員の例による。

(委任)

第 2 1 条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、同日以後に出発する旅費から適用する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

別表第 1 （第 1 3 条関係）

宿泊費基準額

区 分	宿泊費基準額（1 夜につき）	
	常勤の特別職	一般職
北海道	1 8, 0 0 0 円	1 3, 0 0 0 円
青森県	1 5, 0 0 0 円	1 1, 0 0 0 円
岩手県	1 3, 0 0 0 円	9, 0 0 0 円
宮城県	1 4, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円
秋田県	1 5, 0 0 0 円	1 1, 0 0 0 円
山形県	1 4, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円
福島県	1 1, 0 0 0 円	8, 0 0 0 円
茨城県	1 5, 0 0 0 円	1 1, 0 0 0 円
栃木県	1 4, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円
群馬県	1 4, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円
埼玉県	2 7, 0 0 0 円	1 9, 0 0 0 円
千葉県	2 4, 0 0 0 円	1 7, 0 0 0 円
東京都	2 7, 0 0 0 円	1 9, 0 0 0 円
神奈川県	2 2, 0 0 0 円	1 6, 0 0 0 円
新潟県	2 2, 0 0 0 円	1 6, 0 0 0 円
富山県	1 5, 0 0 0 円	1 1, 0 0 0 円
石川県	1 3, 0 0 0 円	9, 0 0 0 円
福井県	1 4, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円
山梨県	1 7, 0 0 0 円	1 2, 0 0 0 円
長野県	1 5, 0 0 0 円	1 1, 0 0 0 円
岐阜県	1 8, 0 0 0 円	1 3, 0 0 0 円
静岡県	1 3, 0 0 0 円	9, 0 0 0 円
愛知県	1 5, 0 0 0 円	1 1, 0 0 0 円
三重県	1 3, 0 0 0 円	9, 0 0 0 円
滋賀県	1 5, 0 0 0 円	1 1, 0 0 0 円
京都府	2 7, 0 0 0 円	1 9, 0 0 0 円
大阪府	1 8, 0 0 0 円	1 3, 0 0 0 円
兵庫県	1 7, 0 0 0 円	1 2, 0 0 0 円
奈良県	1 5, 0 0 0 円	1 1, 0 0 0 円
和歌山県	1 5, 0 0 0 円	1 1, 0 0 0 円
鳥取県	1 1, 0 0 0 円	8, 0 0 0 円
島根県	1 3, 0 0 0 円	9, 0 0 0 円
岡山県	1 4, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円
広島県	1 8, 0 0 0 円	1 3, 0 0 0 円

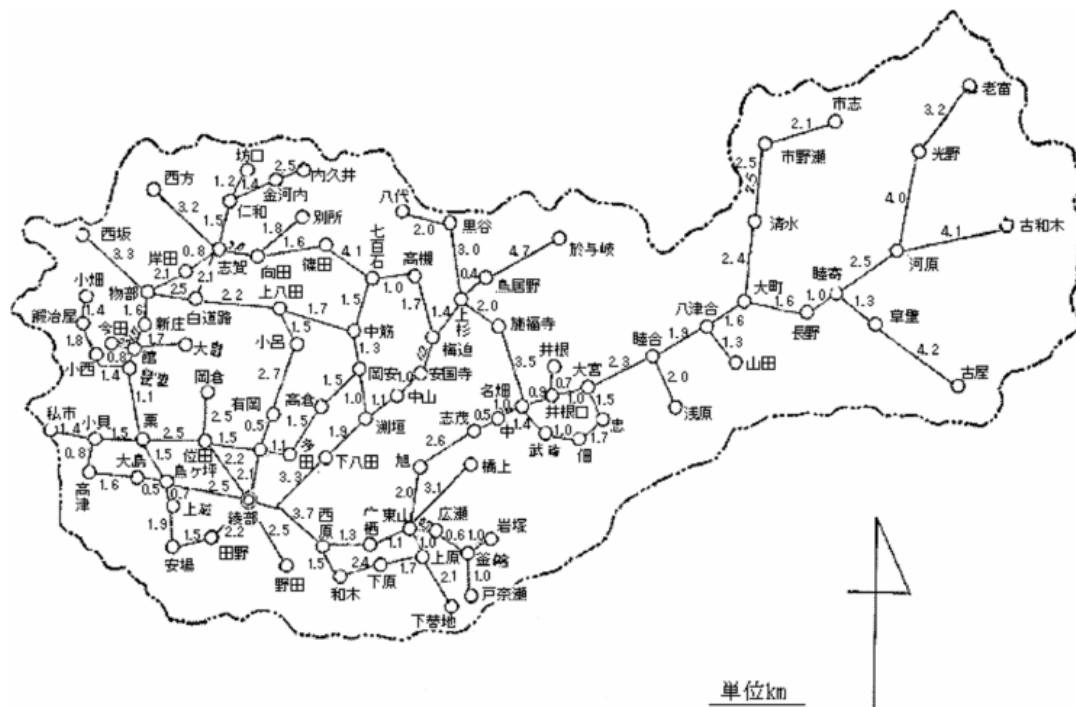
山口県	1 1, 0 0 0 円	8, 0 0 0 円
徳島県	1 4, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円
香川県	2 1, 0 0 0 円	1 5, 0 0 0 円
愛媛県	1 4, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円
高知県	1 5, 0 0 0 円	1 1, 0 0 0 円
福岡県	2 5, 0 0 0 円	1 8, 0 0 0 円
佐賀県	1 5, 0 0 0 円	1 1, 0 0 0 円
長崎県	1 5, 0 0 0 円	1 1, 0 0 0 円
熊本県	2 0, 0 0 0 円	1 4, 0 0 0 円
大分県	1 5, 0 0 0 円	1 1, 0 0 0 円
宮崎県	1 7, 0 0 0 円	1 2, 0 0 0 円
鹿児島県	1 7, 0 0 0 円	1 2, 0 0 0 円
沖縄県	1 5, 0 0 0 円	1 1, 0 0 0 円

別表第2 (第14条関係)

宿泊手当

区 分	宿泊手当（１夜につき）
全ての地	2,400円

別表第3 (第15条関係)



綾部市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 3 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 3 9 号

綾部市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

綾部市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 6 年綾部市規則第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条の 3 第 2 項中「、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削る。

第 1 8 条を第 1 9 条とし、第 1 7 条を第 1 8 条とし、第 1 6 条を第 1 7 条とし、第 1 5 条の次に次の 1 条を加える。

（育児期両立支援制度等の措置期間）

第 1 6 条 条例第 1 6 条の 2 第 2 項の規則で定める期間は、対象職員の子が 1 歳 1 1 か月に達する日の翌々日から 2 歳 1 1 か月に達する日の翌日までの 1 年間とする。

附 則

この規則は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

綾部市一般職職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 3 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 4 0 号

綾部市一般職職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

綾部市一般職職員の育児休業等に関する規則（平成 4 年綾部市規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「非常勤職員であって、1 日につき定められた勤務時間が 6 時間 1 5 分以上である勤務日がある」を削る。

附 則

この規則は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

綾部市一般職職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 3 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 4 1 号

綾部市一般職職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

綾部市一般職職員の給与に関する規則（昭和 3 6 年綾部市規則第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条の 2 第 2 号エ中「綾部市長等の給与及び旅費に関する条例」を「綾部市長等の給与に関する条例」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

綾部市臨時的任用職員給与支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 3 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 4 2 号

綾部市臨時的任用職員給与支給規則の一部を改正する規則

綾部市臨時的任用職員給与支給規則（平成 2 4 年綾部市規則第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「昭和 2 8 年綾部市条例第 6 号」を「令和 7 年綾部市条例第 3 7 号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

綾部市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 3 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 4 3 号

綾部市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する
条例施行規則の一部を改正する規則

綾部市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和 5 6 年綾部市規則第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 1 条中「昭和 2 8 年綾部市条例第 6 号」を「令和 7 年綾部市条例第 3 7 号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

綾部市立病院の使用料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 4 4 号

綾部市立病院の使用料等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

綾部市立病院の使用料等に関する条例施行規則（平成 2 年綾部市規則第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

診断書	1 通 2, 0 0 0 円
保険金受領に係る診断書等（身体障害者診断書・意見書、年金受給に係る診断書、後遺障害診断書、死亡診断書・検案書及び入院・通院証明書を含む。）	1 通 3, 0 0 0 円

を

」

「

診断書	1 通 3, 0 0 0 円
保険金受領に係る診断書等（身体障害者診断書・意見書、年金受給に係る診断書、後遺障害診断書、死亡診断書・検案書及び入院・通院証明書を含む。）	1 通 5, 0 0 0 円

に、

」

「訪問看護死後処置料」を「死後処置料」に、「7, 0 0 0 円」を「1 0, 0 0 0 円」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 1 3 7 号

地縁による団体「下村自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 7 年 6 月 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市於与岐町田和 5 8 番地の 1 吉 崎 喜 一 に変更する

2 変更の年月日

令和 7 年 4 月 1 2 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第138号

下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、供用を開始する区域等を次のように告示する。

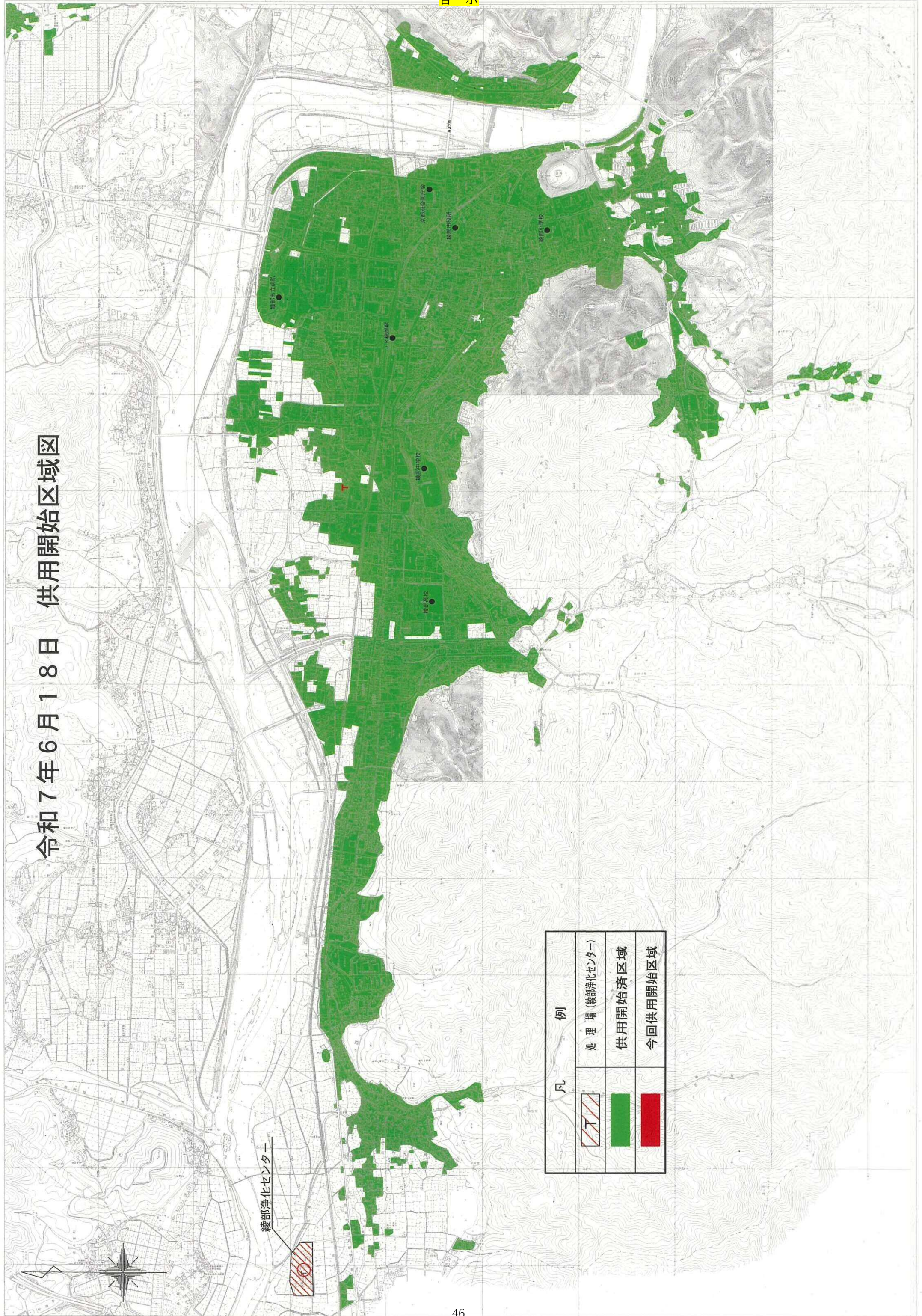
なお、図面は、綾部市上下水道部下水道課において一般の供覧に供する。

令和7年 6月18日

綾部市長 山 崎 善 也

- | | | |
|---|----------------------------|------------|
| 1 | 供用を開始すべき年月日 | 令和7年 6月18日 |
| 2 | 下水を排除すべき区域 | 井倉町の一部 |
| 3 | 供用を開始しようとする排水施設の位置 | 井倉町の一部 |
| 4 | 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別 | 分流式 |
| 5 | 下水の処理を開始すべき年月日 | 令和7年 6月18日 |
| 6 | 下水を処理すべき区域 | 井倉町の一部 |
| 7 | 下水の処理を開始しようとする終末処理場の位置及び名称 | |
| | (1) 位置 | 高津町横枕8番地 |
| | (2) 名称 | 綾部浄化センター |

令和7年6月18日 供用開始区域図



綾部市告示第 1 3 9 号

綾部市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成 2 8 年綾部市告示第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 6 月 2 6 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 8 条第 4 項中「サービス事業対象者」を「事業対象者」に改める。

別表第 1 中「介護予防・生活支援サービス事業」を「サービス・活動事業（第 1 号事業）」に改める。

別表第 2 中「介護予防・生活支援サービス事業」を「サービス・活動事業（第 1 号事業）」に、「及びサービス事業」を「及び事業」に、

「

一般介護予防事業	第 1 号被保険者の全ての者及びその支援のための活動に関わる者
----------	---------------------------------

を

」

「

一般介護予防事業	(1) 第 1 号被保険者の全ての者及びその支援のための活動に関わる者 (2) 第 1 号被保険者とともに介護予防に取り組む 6 5 歳未満の者
----------	---

に

」

改める。

附 則

この告示は、令和 7 年 6 月 2 6 日から施行する。

綾部市告示第 1 4 0 号

綾部市重度障害者等就労支援特別事業実施要綱を次のように定める。

令和 7 年 6 月 3 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市重度障害者等就労支援特別事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 7 7 条に規定する地域生活支援事業として、重度障害者等就労支援特別事業（重度障害者等の就労機会の確保のために雇用施策と連携して通勤、職場等における支援を提供する事業をいう。以下「事業」という。）を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 重度障害者等 法第 5 条第 3 項に規定する重度訪問介護（以下「重度訪問介護」という。）、同条第 4 項に規定する同行援護（以下「同行援護」という。）又は同条第 5 項に規定する行動援護（以下「行動援護」という。）のいずれかの支給決定を受けている者をいう。
- (2) 障害者雇用助成金 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 3 5 年法律第 1 2 3 号）第 4 9 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に規定する助成金をいう。
- (3) 民間企業 障害者雇用助成金の対象となる事業主をいう。
- (4) 自営業者等 第 4 条第 1 号に規定する者及び公務部門で雇用される者その他これらに準ずる者以外の者をいう。
- (5) 支援計画書 重度障害者等の通勤、職場等において必要な支援について、民間企業が指定特定相談支援事業所等（指定特定相談支援事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 2 4 年厚生労働省令第 2 8 号）第 3 条第 1 項の指定特定相談支援事業所をいう。）及び障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律第 2 7 条第 2 項の障害者就業・生活支援センターをいう。）をいう。）と連携して取りまとめた支援計画書をいう。

(実施主体)

第 3 条 事業の実施主体は、綾部市とする。

(対象者)

第 4 条 事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有する重度障

害者等であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 民間企業に雇用される者であつて、1週間の所定労働時間が10時間以上（当該年度末までに当該民間企業が1週間の所定労働時間を10時間以上に引き上げることを目指すことが支援計画書において確認できる場合を含む。）のもの（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型の利用者を除く。）
- (2) 自営業者等であつて、当該自営業等に従事する時間が1週間のうち10時間以上のもののうち、当該自営業等に従事することにより所得の向上が見込まれると市長が認めたもの

（支援対象の範囲）

第5条 支援対象の範囲は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 前条第1号に規定する対象者 通勤支援・職場等における支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号。以下「算定基準告示」という。）において、通勤、営業活動等の経済活動に係る外出として支給対象外となる部分をいう。）であつて、障害者雇用助成金を活用しても当該重度障害者等の雇用継続に支障が残るものとして支援計画書において認められた部分又は時間とする。
- (2) 前条第2号に規定する対象者 重度障害者等が自営業者等として働く場合において必要となる支援の部分又は時間とする。

（対象となる支援の内容）

第6条 事業の対象となる支援の内容は、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の事業を行う障害福祉サービス事業者（以下「重度訪問介護等サービス事業者」という。）が対象者に重度訪問介護、同行援護又は行動援護と同等のサービス（以下「サービス」という。）を提供するものとする。

（利用の申請）

第7条 事業を利用しようとする者（自営業等を始めようとする者及び雇用されることが内定している者を含む。以下「申請者」という。）は、綾部市重度障害者等就労支援特別事業利用申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（利用の決定等）

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、その内容を審査の上、利用の可否を決定し、綾部市重度障害者等就労支援特別事業利用決定（却下）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により事業の利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、重度訪問介護等サービス事業者と契約を締結し、サービスの提供を受けるものとする。

（実施期間）

第9条 事業の実施期間は、前条第1項の規定による事業の利用の決定がされた日から当

該日の属する年度の末日までとする。

（利用の変更等）

第10条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、綾部市重度障害者等就労支援特別事業利用変更・中止届（様式第3号）を市長に届け出なければならない。

- （1）申請内容に変更が生じたとき。
- （2）事業の利用を中止しようとするとき。
- （3）対象者に該当しなくなったとき。

（費用の負担）

第11条 利用者は、別表に定める単位数に、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める一単位の単価並びに厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号）に規定する単価を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。以下「基準額」という。）の100分の10に相当する額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。以下「自己負担額」という。）を重度訪問介護等サービス事業者に直接支払わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、利用者が同一の月に受けた事業に係る自己負担額の合計額が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第17条に定める負担上限月額を超えるとときは、当該月における自己負担額は、当該負担上限月額とする。

（重度訪問介護等サービス事業者からの請求）

第12条 重度訪問介護等サービス事業者は、利用者にサービスを提供したときは、基準額から前条の規定により算定した額を控除した額（以下「サービス提供費」という。）を、利用者に事業を提供した日の属する月の翌月の20日までに関係書類を添えて、市長に請求しなければならない。

（重度訪問介護等サービス事業者への支払）

第13条 市長は、前条の規定による請求があったときは、その内容を審査の上、適当と認めたときは、重度訪問介護等サービス事業者にサービス提供費を支払うものとする。

（利用の取消し等）

第14条 市長は、事業の実施を継続する理由がなくなつたと認める場合その他事業の実施が適当でないと認める場合は、第8条第1項の規定による決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定による取消しを行うときは、綾部市重度障害者等就労支援特別事業利用取消通知書（様式第4号）により、利用者に通知するものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年6月30日から施行する。

別表（第 11 条関係）

利用者が支給決定を受けている障害福祉サービス	単 位 数
重 度 訪 問 介 護	算定基準告示別表第 2 の 1 のイに規定する重度訪問介護サービス費の単位
同 行 援 護	算定基準告示別表第 3 の 1 に規定する同行援護サービス費の単位
行 動 援 護	算定基準告示別表第 4 の 1 に規定する行動援護サービス費の単位

備考 利用者が複数の障害福祉サービスの支給決定を受けている場合は、単位数の大きい障害福祉サービスを優先する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

申請者 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

綾部市重度障害者等就労支援特別事業利用申請書

綾部市重度障害者等就労支援特別事業を利用したいので、綾部市重度障害者等就労支援特別事業実施要綱第 7 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

対 象 者	ふりがな			生年月日	年 月 日		
	氏 名			T E L			
				F A X			
	メールアドレス						
	住 所	(〒 -)					
	支給決定を受けている 障害福祉サービスの名称	☐ 重度訪問介護 ☐ 同行援護 ☐ 行動援護					
		希望するサービスの内容	種 類	☐ 重度訪問介護 ☐ 同行援護 ☐ 行動援護			
		支 給 量		期 間	年 月 日～ 年 月 日		
	就 労 状 況	区 分	☐ 被雇用者 ☐ 自営業者等				
		勤 務 先					
就 労 場 所		(〒 -)					
労 働 条 件		週 時間					

添付書類

- 1 重度訪問介護、同行援護又は行動援護のいずれかの支給決定を受けていることを示す受給者証（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 22 条第 8 項に規定する受給者証をいう。）の写し
- 2 支援計画書
- 3 雇用されていることを証する書類の写し（被雇用者に限る。）
- 4 自営業者等であることを証する書類の写し（自営業者等に限る。）

様式第 2 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市長

印

綾部市重度障害者等就労支援特別事業利用決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました綾部市重度障害者等就労支援特別事業の利用について、下記のとおり決定しましたので、綾部市重度障害者等就労支援特別事業実施要綱第 8 条の規定により通知します。

記

利 用 の 可 否	☐ 決定 ☐ 却下
利 用 者 氏 名	
サ ー ビ ス の 内 容	
決 定 支 給 量	
実 施 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
却 下 の 理 由	

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

様式第 3 号（第 1 0 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

申請者 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

綾部市重度障害者等就労支援特別事業利用変更・中止届

年 月 日付け 第 号で決定を受けた綾部市重度障害者等就労支援特別事業の利用について、下記のとおり（変更・中止）したいので、綾部市重度障害者等就労支援特別事業実施要綱第 1 0 条の規定により届け出ます。

記

利 用 者 氏 名	
区 分	☐ 変更 ☐ 中止
変更・中止内容	
変 更 ・ 中 止 予 定 年 月 日	年 月 日
変更・中止理由	

様式第 4 号（第 1 4 条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市長

印

綾部市重度障害者等就労支援特別事業利用取消通知書

年 月 日付け 第 号で決定しました綾部市重度障害者等就労支援特別事業の利用について、下記のとおり取り消しましたので、綾部市重度障害者等就労支援特別事業実施要綱第 1 4 条の規定により通知します。

記

利 用 者 氏 名	
理 由	

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

綾部市告示第 1 4 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 9 条第 2 項の規定に基づき、令和 7 年 6 月綾部市議会定例会において議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

令和 7 年 6 月 3 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 令和 6 年度綾部市一般会計補正予算（第 8 号）
- 2 令和 7 年度綾部市一般会計補正予算（第 1 号）
- 3 令和 7 年度綾部市一般会計補正予算（第 2 号）

（以下掲示済）

綾部市告示第 1 4 5 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定により、公金の収納に関する事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 7 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

名 称	所 在 地
地方公共団体情報システム機構	東京都千代田区一番町 2 5 番地

2 委託した公金事務に係る歳入等

コンビニエンスストア等における証明書（住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、課税証明書、戸籍謄抄本及び戸籍附票）の自動交付に係る証明書交付手数料の収納事務

3 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和 7 年 7 月 1 日

4 歳入等の公金事務を委託した日

令和 7 年 7 月 1 日

綾部市告示第 1 4 6 号

綾部市障害者自立支援医療特別対策費支給事業実施要綱（平成 1 9 年綾部市告示第 1 3 8 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 7 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

別表中「8 0 0 , 0 0 0 円」を「8 0 9 , 0 0 0 円」に改める。

附 則

この告示は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 1 4 7 号

綾部市障害者福祉サービス等利用支援事業実施要綱（平成 1 8 年綾部市告示第 7 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 7 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

別表中「8 0 万円」を「8 0 万 9 千円」に改める。

附 則

この告示は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 1 4 8 号

綾部市子育て世帯住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱（令和 5 年綾部市告示第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 7 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 3 条第 1 項第 3 号中「年収」を「所得」に改める。

附 則

この告示は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

綾部市訓令甲第 7 号

序 中 一 般

上林地域振興支援センターにおける証明書等の交付に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 6 月 2 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

上林地域振興支援センターにおける証明書等の交付に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令

上林地域振興支援センターにおける証明書等の交付に関する事務取扱規程（平成 1 7 年綾部市訓令甲第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

題名中「上林地域振興支援センター」の次に「及び西部地域振興支援センター」を加える。

第 1 条中「上林地域振興支援センター」の次に「及び西部地域振興支援センター」を加える。

附 則

この訓令は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

綾部市訓令甲第 8 号

序 中 一 般

綾部市職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 6 月 2 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市職員服務規程の一部を改正する訓令

綾部市職員服務規程（昭和 5 8 年綾部市訓令甲第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条中「（様式第 4 号）」を削る。

様式第 1 号を次のように改める。

様式第 1 号

(表)

職員証 職員番号

氏名

年 月 日生

年 月 日発行

(年 月 日まで有効)

綾 部 市 団

写真

8. 5 c m

5. 4 c m

(裏)

- 1 本証は、執務中常にこれを携帯しなければならない。
- 2 記載事項に変更が生じたときは、訂正を受けなければならない。
- 3 本証を他人に貸与し、譲渡し、又は改ざんしてはならない。
- 4 本証を紛失したときは、直ちにその旨を届け出なければならない。

様式第 4 号を次のように改める。

様式第 4 号 削除

附 則

この訓令は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

綾部市訓令甲第 9 号

序 中 一 般

私有車の公務使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 6 月 3 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

私有車の公務使用に関する規程の一部を改正する訓令

私有車の公務使用に関する規程（平成 1 0 年綾部市訓令甲第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条中「綾部市職員等の旅費に関する条例（昭和 2 8 年綾部市条例第 6 号）第 2 1 条第 1 項」を「綾部市職員等の旅費に関する条例施行規則（令和 7 年綾部市規則第 3 8 号）第 1 5 条第 1 項」に改める。

附 則

この訓令は、令和 7 年 6 月 3 0 日から施行する。

綾部市公告第 5 7 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画について認可したので、同条第 7 項の規定により公告する。

令和 7 年 6 月 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市公告第 5 8 号

次の書類は、送達を受けるべき者への送達が困難であるため、綾部市市民環境部市民・国保課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法第 2 0 条の 2 の規定により公告する。

令和 7 年 6 月 6 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第 5 9 号

上野試験場線整備事業及び野田須知山線整備事業の市道上野試験場線外 1 線改良工事と学校施設維持管理費（小学校）の綾部小学校駐車場整備工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による公募型指名競争入札とします。

令和 7 年 6 月 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第 5 0 7 2 3 号
- (2) 工 事 名 市道上野試験場線外 1 線改良工事
綾部小学校駐車場整備工事
- (3) 工事場所 綾部市上野町（別添位置図参照）
- (4) 工事内容 本工事は、市道の改良を行い、歩行者の安全確保及び利便性の向上を図るとともに、綾部小学校の駐車場整備を行い、来校者の利便性の向上を図るものです。工事区間は生活道路及び通学路となっているため、歩行者・児童・車両等の通行確保、安全対策、環境対策には万全の配慮が必要です。
- (5) 工事概要 (上野試験場線外 1 線)
 $L = 249.3 \text{ m}$ $W = 3.5 \sim 26.15 \text{ m}$
 側溝工 $L = 113 \text{ m}$
 路床安定処理工 $A = 374 \text{ m}^2$
 アスファルト舗装工 $A = 2,078 \text{ m}^2$
 透水性アスファルト舗装工 $A = 319 \text{ m}^2$
 透水性アスファルト舗装工（ベンガラ色） $A = 139 \text{ m}^2$
 (綾部小学校駐車場整備)
 $L = 55.5 \text{ m}$ $W = 6.2 \sim 10.8 \text{ m}$
 側溝工 $L = 62 \text{ m}$
 アスファルト舗装工 $A = 603 \text{ m}^2$
 横断防止柵撤去 $L = 52 \text{ m}$
 横断防止柵設置 $L = 62 \text{ m}$
- (6) 予定工期 令和 7 年 7 月 8 日から
令和 8 年 2 月 2 日まで（210 日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加申請に基づき、

本市が資格認定した者としします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものでないこと。
- (2) 令和7年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿に土木工事のA1等級又はA等級で登録されており、令和7年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者であること。また、申請日時点において綾部市の指名停止又は市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を土木工事について受けているものであること。
- (4) 令和7年度の指名競争入札参加資格審査結果通知書で、土木工事の総合評点が800点以上であること。
- (5) 土木工事に係る綾部市発注工事で、令和6年1月1日から令和6年12月31日の間において、完了工事の成績評点が65点に満たない評定を受けていないこと。
- (6) 請負金額1,000万円以上（合併発注や特命随契との合計額でも可）の土木工事の施工実績を有していること。ただし、この施工実績は公共工事で申請者の元請実績とし、民間工事や下請実績は認めません。また、この施工実績はコリンズ又は請負契約書などで確認できること。
- (7) 土木工事に係る技術者を、主任技術者又は監理技術者等として工事現場に配置し得ること。
- (8) 配置予定とする現場代理人の技術資格・工事経験については問わないが、現場代理人、主任技術者又は監理技術者等は、申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この公募型指名競争入札参加申請書の申請日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 公募型指名競争入札参加申請書
 - ・電子入札システムから公募型指名競争入札参加申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は、「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「公募型指名競争入札参加申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。
- (2) 技術資料及び資格者証等の写し
 - ・電子入札システムで、公募型指名競争入札参加申請書の添付資料に技術資料及び資格者証の写しを添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。
 - 紙入札希望業者は、(1)の承諾願及び申請書とともに「技術資料」（別記様式—3）及び資格者証の写しを監理課へ持参により提出すること。
 - ・「同種工事又は類似工事の施工実績」には、2（6）に該当する工事を記載し、資料としてコリンズ又は請負契約書の写し及び工事内容の確認できる資料を添付すること。（コリンズを添付する場合は請負契約書等の写しは不要とします。）

- ・「当該工事に配置予定の現場代理人、主任技術者又は監理技術者等の資格」には、それぞれ配置予定者について5名以内で記載することとし、主任技術者又は監理技術者等の法令による免許欄には、2（7）に該当する技術資格を記載し、資料として技術者証の写しを添付すること。
- ・2（8）を確認する資料として、所属建設業者と直接的な雇用の確認ができる書類を添付すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加申請書の受付

（1）設計図書の閲覧

- ①期間 令和7年6月9日（月）午前9時から
- ②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。
(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)
ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課 契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は2,860円です。

（2）入札参加申請書の受付

- ①期間 令和7年6月12日（木）午前9時から午後6時まで
令和7年6月13日（金）午前9時から正午まで
ただし、紙入札希望業者の提出で6月12日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加者への通知

- （1）入札通知書及び非指名通知書については、令和7年6月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
- （2）非指名通知書を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面により非指名理由についての説明を求めることができます。

6 設計図書等に関する質疑の受付及び回答

- ①期間 令和7年6月19日（木）から
令和7年6月20日（金）正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 指名業者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和7年6月23日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファッ

クスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はいりません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①期間 令和7年6月27日（金）午前9時から午後6時まで
令和7年6月30日（月）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は6月27日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、6月30日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和7年7月1日（火）午前9時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 最低制限価格の算出式について

この工事については、綾部市の「建設工事にかかる最低制限価格について 令和 7 年 4 月 1 日改正」の「一般土木工事等（No. 1）」の算出式を適用とします。

13 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札通知後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 配置予定の現場代理人、主任技術者又は監理技術者等が、他の工事の受注等により配置できないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。
- (6) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (7) 本案件は、市道上野試験場線外 1 線改良工事と綾部小学校駐車場整備工事を合併して発注するものですが、契約については、2 件に分けて契約するものとします。

14 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町 8-1

綾部市役所本庁東 3 階

電話番号 0773-42-4276（直通）

FAX番号 0773-42-4406（代表）

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－ 2

公募型指名競争入札参加申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

⑨

電 話 番 号
F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る公募型指名競争入札に参加を希望したく、
添付書類を添えて提出します。

なお、本申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓
約します。

記

工事番号

工 事 名

工事場所

添付書類 技術資料（添付資料及び資格者証等を含む）

樣式－3

技 術 資 料

住 所

名 称

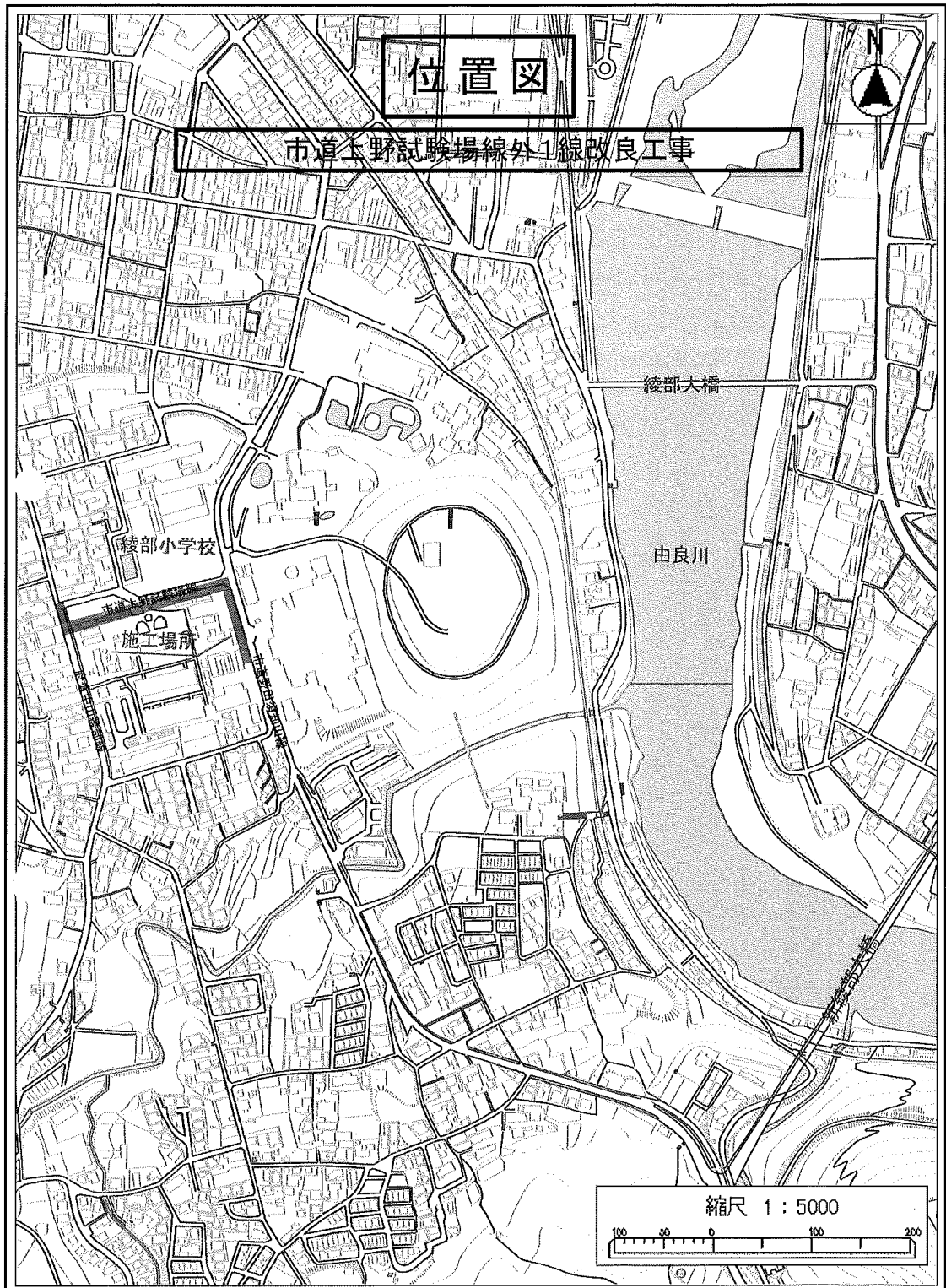
1 同種工事又は類似工事の施工実績

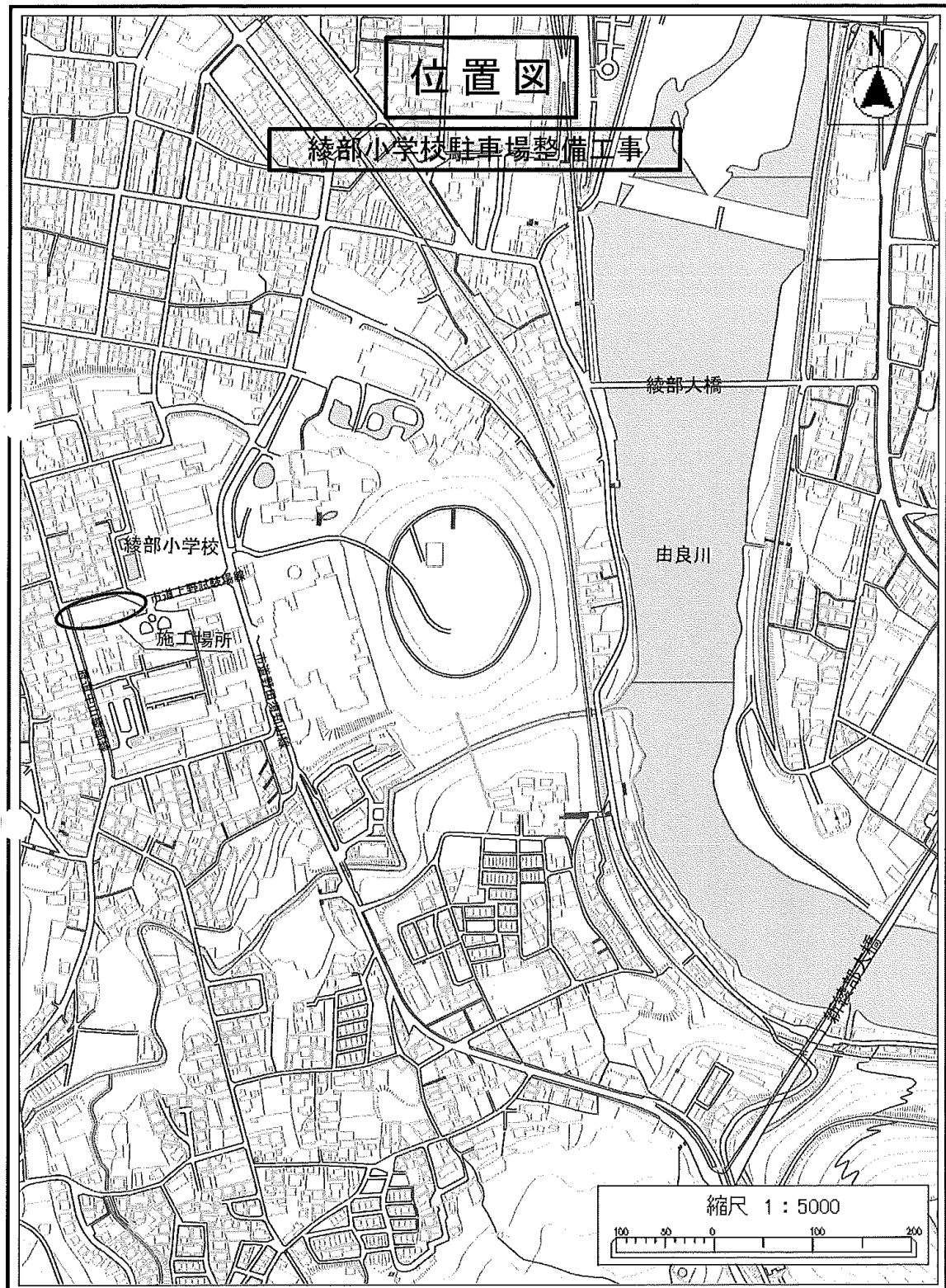
工 事 名 称 等	工 事 名 称		
	発注機関名		
	施 工 場 所		
	契 約 金 額		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	受注形態等	単体／J V（出資比率 %）	単体／J V（出資比率 %）
工 事 概 要 等			
技 術 的 特 記 事 項			

2 当該工事に配置予定の現場代理人、主任技術者又は監理技術者等の資格

区 分		現 場 代 理 人	主任技術者又は監理技術者等
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日（年齢）			
最終学歴			
法令による免許 （取得年月日） （登録番号）			
現在の受持工事	工事名		
	施工場所		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	重複する 場 合 の 対 応 措 置		

区 分		現 場 代 理 人	主任技術者又は監理技術者等
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日（年齢）			
最終学歴			
法令による免許 （取得年月日） （登録番号）			
現在の受持工事	工事名		
	施工場所		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	重複する 場 合 の 対 応 措 置		





綾部市公告第 6 0 号

水量水質安定的対策事業、第二浄水場送配水管更新工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による公募型指名競争入札とします。

令和 7 年 6 月 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第 5 0 7 2 5 号
- (2) 工 事 名 第二浄水場送配水管更新工事
- (3) 工事場所 綾部市里町外（別添位置図参照）
- (4) 工事内容 本工事は、水量水質安定的対策事業に伴い送配水管を開削工法により整備するものです。工事区間は生活道路となっているため、歩行者・車両等の通行確保、安全対策、環境対策にも万全の配慮が必要です。
- (5) 工事概要
 - 送水管布設工 D C I P (G X) ϕ 3 5 0 L = 2 1 m
 - 配水管布設工 D C I P (G X) ϕ 3 5 0 L = 9 9 m
 - 配水管布設工 D C I P (G X) ϕ 2 5 0 L = 9 m
 - 給水戸数 N = 3 戸
 - 消火栓設置工 N = 1 基
- (6) 予定工期 令和 7 年 7 月 8 日から
令和 8 年 1 月 1 3 日まで（1 9 0 日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加申請に基づき、本市が資格認定した者とします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものでないこと。
- (2) 令和 7 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿に水道施設工事の A 等級で登録されており、令和 7 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者であること。また、申請日時点において綾部市の指名停止又は市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 令和 7 年度の指名競争入札参加資格審査結果通知書で、水道施設工事の総合評点が 7 5 0 点以上であること。
- (4) 綾部市水道配管講習会終了者を、常時 2 名以上雇用しているものであること。
- (5) 水道施設工事に係る綾部市発注工事で、令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 5 点に満たない評定を受けていな

いこと。

- (6) 請負金額 1, 0 0 0 万円以上（合併発注や特命随契との合計額でも可）の水道施設工事の施工実績を有していること。ただし、この施工実績は公共工事で申請者の元請実績とし、民間工事や下請実績は認めません。また、この施工実績はコリンズ又は請負契約書などで確認できること。
- (7) 水道施設工事に係る技術者を、主任技術者又は監理技術者等として工事現場に配置し得ること。
- (8) 配置予定とする現場代理人の技術資格・工事経験については問わないが、現場代理人、主任技術者又は監理技術者等は、申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この公募型指名競争入札参加申請書の申請日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 公募型指名競争入札参加申請書

- ・電子入札システムから公募型指名競争入札参加申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は、「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「公募型指名競争入札参加申請書」（別記様式—2）2 部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 技術資料及び資格者証等の写し

- ・電子入札システムで、公募型指名競争入札参加申請書の添付資料に技術資料及び資格者証の写しを添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第 7 条によること。
紙入札希望業者は、(1) の承諾願及び申請書とともに「技術資料」（別記様式—3）及び資格者証の写しを監理課へ持参により提出すること。
- ・「同種工事又は類似工事の施工実績」には、2（6）に該当する工事を記載し、資料としてコリンズ又は請負契約書の写し及び工事内容の確認できる資料を添付すること。（コリンズを添付する場合は請負契約書等の写しは不要とします。）
- ・「当該工事に配置予定の現場代理人、主任技術者又は監理技術者等の資格」には、それぞれ配置予定者について 5 名以内で記載することとし、主任技術者又は監理技術者等の法令による免許欄には、2（7）に該当する技術資格を記載し、資料として技術者証の写しを添付すること。
- ・2（8）を確認する資料として、所属建設業者と直接的な雇用の確認ができる書類を添付すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

- ①期間 令和 7 年 6 月 9 日（月）午前 9 時から
- ②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課 契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は1,340円です。

（2）入札参加申請書の受付

- ①期間 令和7年6月12日（木）午前9時から午後6時まで
令和7年6月13日（金）午前9時から正午まで
ただし、紙入札希望業者の提出で6月12日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加者への通知

- （1）入札通知書及び非指名通知書については、令和7年6月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
- （2）非指名通知書を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面により非指名理由についての説明を求めることができます。

6 設計図書等に関する質疑の受付及び回答

- ①期間 令和7年6月19日（木）から
令和7年6月20日（金）正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 指名業者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和7年6月23日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

（1）入札期間

- ①期間 令和7年6月27日（金）午前9時から午後6時まで
令和7年6月30日（月）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は6月27日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、6月30日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和7年7月1日(火) 午前10時10分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 最低制限価格の算出式について

この工事については、綾部市の「建設工事にかかる最低制限価格について 令和7年4月1日改正」の「一般土木工事等(No. 1)」の算出式を適用とします。

13 その他

(1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札通知までは受け付けません。

(2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。

(3) 入札通知後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。

(4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められ

た場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。

- (5) 配置予定の現場代理人、主任技術者又は監理技術者等が、他の工事の受注等により配置できないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。
- (6) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

14 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 6 2 3 - 8 5 0 1

所 在 地 京都府綾部市若竹町 8 - 1

綾部市役所本庁東 3 階

電話番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 2 7 6 (直通)

FAX番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 4 0 6 (代表)

E - mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

⑨

綾 部 市 長 様

様式－ 2

公募型指名競争入札参加申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

⑨

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る公募型指名競争入札に参加を希望したく、
添付書類を添えて提出します。

なお、本申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓
約します。

記

工事番号

工 事 名

工事場所

添付書類 技術資料（添付資料及び資格者証等を含む）

樣式－3

技 術 資 料

住 所

名 称

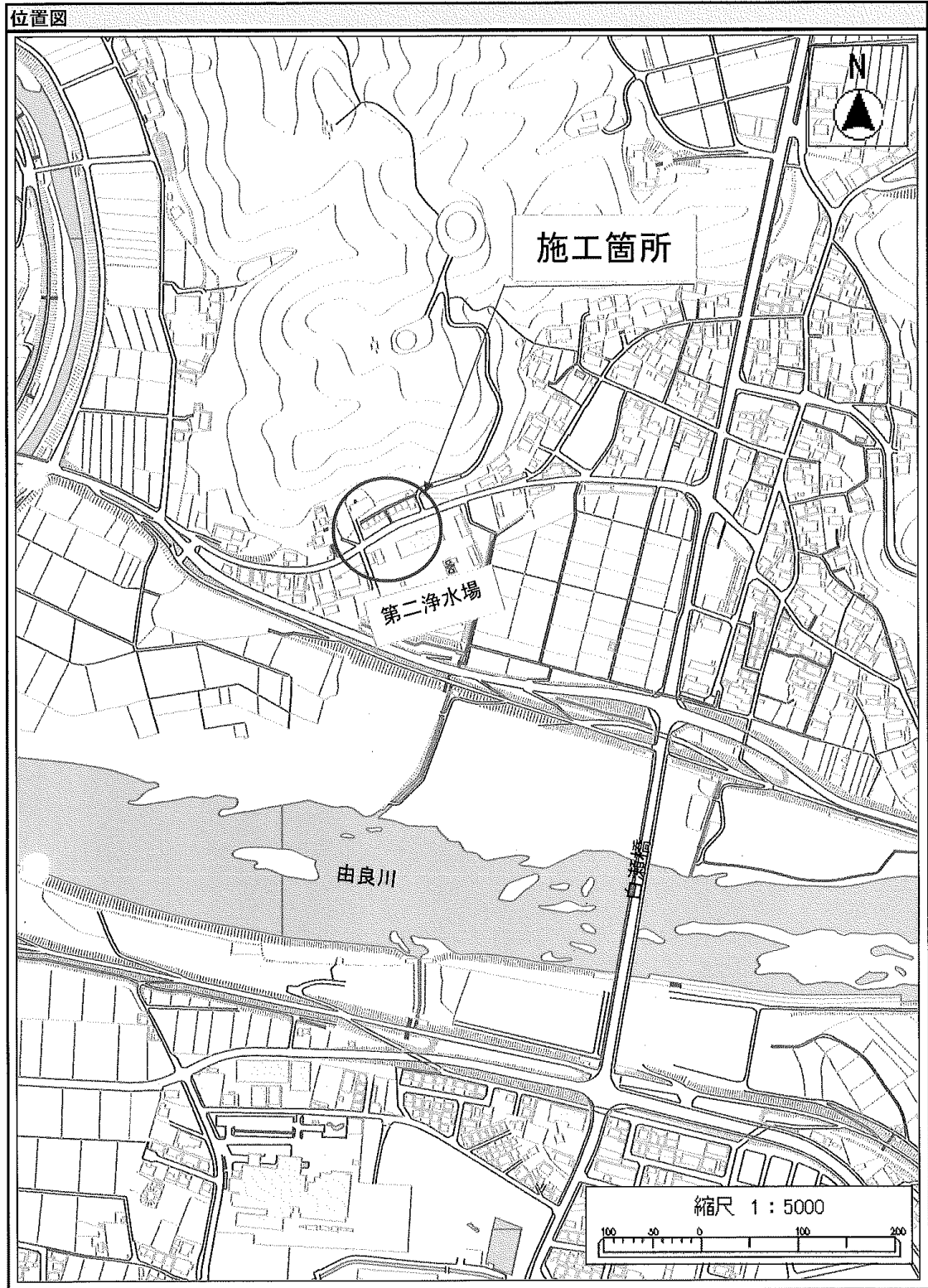
1 同種工事又は類似工事の施工実績

工事 名 称 等	工 事 名 称		
	発注機関名		
	施 工 場 所		
	契 約 金 額		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	受注形態等	単体／J V（出資比率 %）	単体／J V（出資比率 %）
工 事 概 要 等			
技 術 的 特 記 事 項			

2 当該工事に配置予定の現場代理人、主任技術者又は監理技術者等の資格

区 分		現 場 代 理 人	主任技術者又は監理技術者等
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日（年齢）			
最終学歴			
法令による免許 （取得年月日） （登録番号）			
現在の受持工事	工事名		
	施工場所		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	重複する 場 合 の 対 応 措 置		

区 分		現 場 代 理 人	主任技術者又は監理技術者等
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日（年齢）			
最終学歴			
法令による免許 （取得年月日） （登録番号）			
現在の受持工事	工事名		
	施工場所		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	重複する 場 合 の 対 応 措 置		



綾部市公告第 6 1 号

資料館改修事業、資料館照明改修工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和 7 年 6 月 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第 5 0 7 2 4 号 |
| (2) 工 事 名 | 資料館照明改修工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市里町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 照明器具 L E D 化 1 7 2 灯 |
| (5) 予定工期 | 令和 7 年 7 月 8 日から
令和 7 年 1 1 月 4 日まで（1 2 0 日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 7 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で電気工事の A 等級又は B 等級で登録されており、令和 7 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 電気工事に係る綾部市発注工事で、令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評価を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式— 1 ）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式— 2 ）2 部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式―3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。

ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

（1）設計図書の閲覧

①期間 令和7年6月9日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は160円です。

（2）入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和7年6月12日（木）午前9時から午後6時まで

令和7年6月13日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で6月12日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

（1）一般競争入札参加資格確認通知書については、令和7年6月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

（2）資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和7年6月19日（木）から

令和7年6月20日（金）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和7年6月23日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和7年6月27日（金）午前9時から午後6時まで
令和7年6月30日（月）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出6月27日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、6月30日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和7年7月1日（火）午前9時50分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 最低制限価格の算出式について

この工事については、綾部市の「建設工事にかかる最低制限価格について 令和7年4月1日改正」の「建築 建築電気設備工事（No. 7）」の算出式を適用とし

ます。

13 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

14 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 6 2 3 - 8 5 0 1

所 在 地 京都府綾部市若竹町 8 - 1

綾部市役所本庁東 3 階

電話番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 2 7 6 (直通)

FAX番号 0 7 7 3 - 4 2 - 4 4 0 6 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....

.....

.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式-2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住所

氏 名

印

電話 番 号

FAX 番号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工事番号

工 事 名

工事場所

様式－ 3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者	
1	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみを5名以内で記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

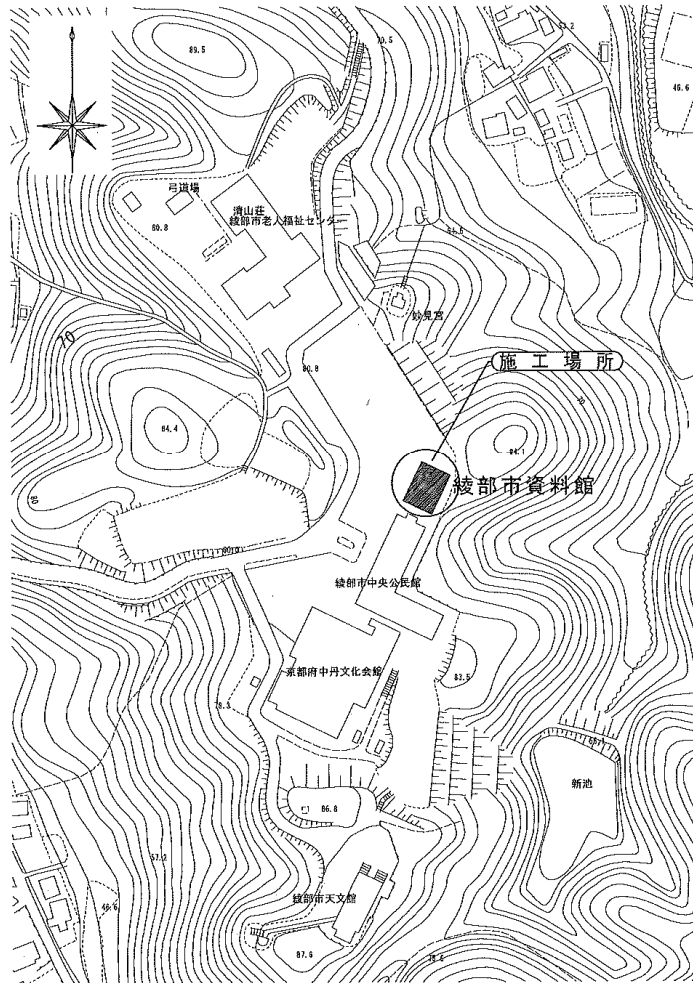
2) 主任技術者

- 1 電気工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
 - 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
- (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。
(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・ 兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・ 兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・ 兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・ 兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・ 連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・ 兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・ 兼務する工事の当初請負金額の合計が4,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第62号

綾部市内に放置されていた下記の自転車を綾部市において保管しています。
令和7年7月11日までに引取りのない場合は綾部市において処分します。

令和7年6月10日

綾部市長 山 崎 善 也

- | | |
|--------------------|--|
| 1 撤去の理由 | 綾部市自転車等の放置防止に関する条例第8条の規定による。 |
| 2 撤去日 | 令和7年6月4日 |
| 3 撤去区域 | J R綾部駅南周辺、J R刈垣駅周辺、J R高津駅周辺 |
| 4 撤去し
保管した台数 | 71台（詳細は、一覧表のとおり） |
| 5 保管の場所 | 綾部市クリーンセンター |
| 6 保管期間 | 令和7年7月11日まで |
| 7 返還を受ける
ための手続き | 自転車等返還申請書に、利用者本人であることを証明する書類
（鍵等）を添付し、担当課窓口へ（印鑑持参）提出してください。
撤去・保管料として自転車1台につき1,000円、原動機付自転車1台につき2,000円が必要です。 |
| 8 引取りのない
場合の措置 | 売却、廃棄等の処分を行います。 |
| 9 連絡先 | 綾部市市民環境部 市民協働課 市民活動推進担当
電話：42－4248（直通） |

撤去した放置自転車の一覧

	車体の色	防犯登録番号	車体番号
1	黒	22-0079413	STTLY13189
2	灰	22-0075532	STRTF06429
3	黒	22-0078568	STUHF04328
4	黒	22-0080513	GG5A60294
5	白・黒	24-0109033	ST-GAWF76W
6	茶	24-0108466	ZY9L214021
7	灰	23-0217063	F23110585
8	青緑・黒	22-0079861	ZX24032543
9	黒	22-0073006	LBI03586
10	茶・灰	24-0103437	A19AA65201
11	青	22-0076632	GGOK47743
12	灰	22-0062901	B-2AAU6382
13	黒	22-0079028	GG3C36443
14	黒	24-0093964	HGF14490
15	黒・白	22-0076879	STSIF05003
16	黒	22-0076626	GGOK48409
17	赤	なし	FU13-37A-6
18	黒	なし	A19AL47118
19	白	22-0077485	GG1I25388
20	白・青・黒	104132618	BMM05413EW02
21	灰	24-0099351	SSA77170
22	赤紫	なし	GGOK47749
23	白	なし	FC6M18810
24	灰	なし	SPK116425
25	黒	22-0078847	STUJF02891
26	黒	24-0112263	HS2A12326
27	白	22-0079767	GG4A20775
28	銀	22-0051796	IM031849
29	銀	23-0193475	F90111790
30	黒	22-0079137	GG3H81335
31	紺	23-0200917	A19AK65088
32	白	22-0075978	V200340385
33	紫	22-0076644	GG0178294
34	黒	22-0080522	GT4L07559
35	黒	14-0439019	LEK38999
36	黒	なし	GG4A30095
37	白	22-0076638	GGOI81597
38	紺	24-0098092	H7F92432
39	紺	24-0109065	STTLY05233
40	銀	24-0113950	A22AJ06883
41	水色	22-0074510	B8A03134

4 2	青	2 2－0 0 6 6 4 3 7	L K E 1 1 9 8 2
4 3	黒	2 3－0 1 9 8 1 3 7	S T I 0 4 0 4 6 9
4 4	白	2 2－0 0 7 6 3 8 5	G C 9 K 0 1 0 7 3
4 5	緑	2 2－0 0 7 9 1 8 9	G G 3 I 9 0 4 2 9
4 6	銀	2 2－0 0 7 4 7 3 9	B 7 H 0 2 6 5 4
4 7	黄緑	2 2－0 0 7 8 6 1 0	S T T L Y 0 1 5 9 2
4 8	黒	2 4－0 1 0 9 9 2 5	Z X L 2 0 5 9 8 3 6
4 9	白	2 2－0 0 7 8 5 7 9	S T U I F 1 3 6 1 9
5 0	黒	2 2－0 0 7 9 1 8 8	G G 3 H 8 3 1 6 6
5 1	灰	0 2 2 1 9 8 8	S O C 1 5 0 5 8 9
5 2	金	なし	L B L 0 0 0 3 7
5 3	黒	2 2－0 0 7 7 5 1 0	G G 1 J 3 4 1 6 4
5 4	黒	2 2－0 0 7 6 1 7 2	S T R J Y 1 9 0 7 0
5 5	銀	2 2－0 0 7 8 1 0 2	G G 1 L 4 0 7 9 6
5 6	黒	2 3－0 2 0 6 4 5 7	S O W C 0 4 5 2 2
5 7	銀	2 3－0 2 0 1 3 6 6	F 2 0 2 1 0 0 9 9
5 8	白	2 2－0 0 7 8 1 4 5	H S 2 A 0 1 0 5 4
5 9	銀	2 2－0 0 6 3 6 8 0	F 0 9 0 5 3 7 8 5 2
6 0	黒	2 2－0 0 7 9 5 4 4	S T V I J 0 6 6 2 2
6 1	黄	2 2－0 0 7 4 2 5 8	F C 7 L 1 4 3 0 9
6 2	白	なし	S T L H 1 3 6 1 0 4
6 3	灰	2 1－0 0 2 9 7 0 8	S N A 2 9 9 3 1 1
6 4	白	なし	H 8 E 8 8 8 3 4
6 5	銀	2 2－0 0 7 7 5 1 2	H S Z A 0 1 2 8 1
6 6	緑	福 8 4 2 8 6	S J 2 6 2 1 2 4
6 7	黒	2 3－0 2 0 1 8 9 8	A 2 0 A D 0 8 9 4 7
6 8	黄	なし	S 8 C 5 0 8 0 3
6 9	白	2 4－0 0 9 7 2 4 3	F C 6 J 0 8 2 2 7
7 0	黒	2 2－0 0 7 4 7 7 4	S T R J Y 0 6 6 0 5
7 1	黒	2 2－0 0 7 5 9 2 6	X Y 1 J F 0 0 6 8 1

綾部市公告第 6 3 号

令和 7 年 6 月 9 日付け綾部市公告第 6 0 号で公告を行った下記の工事について、入札公告を取り下げます。

令和 7 年 6 月 1 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

記

1 工事概要

- (1) 工事番号 第 5 0 7 2 5 号
- (2) 工 事 名 第二浄水場送配水管更新工事
- (3) 工事場所 綾部市里町外（別添位置図参照）
- (4) 工事内容 本工事は、水量水質安定的対策事業に伴い送配水管を開削工法により整備するものです。工事区間は生活道路となっているため、歩行者・車両等の通行確保、安全対策、環境対策にも万全の配慮が必要です。
- (5) 工事概要
 - 送水管布設工 D C I P (G X) ϕ 3 5 0 L = 2 1 m
 - 配水管布設工 D C I P (G X) ϕ 3 5 0 L = 9 9 m
 - 配水管布設工 D C I P (G X) ϕ 2 5 0 L = 9 m
 - 給水戸数 N = 3 戸
 - 消火栓設置工 N = 1 基
- (6) 予定工期 令和 7 年 7 月 8 日から
令和 8 年 1 月 1 3 日まで（1 9 0 日間）

2 理由

閲覧設計書に不備が確認されたため、入札公告を取り下げる。

綾部市公告第 6 4 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和 7 年 6 月 1 3 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第 6 5 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和 7 年 6 月 1 3 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第 6 6 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画について認可したので、同条第 7 項の規定により公告する。

令和 7 年 6 月 2 3 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市公告第 6 7 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画について認可したので、同条第 7 項の規定により公告する。

令和 7 年 6 月 2 3 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市公告第 6 8 号

綾部市立病院西館屋上防水事業、綾部市立病院西館屋上防水工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和 7 年 6 月 2 3 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第 5 0 7 3 1 号 |
| (2) 工 事 名 | 綾部市立病院西館屋上防水工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市青野町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 屋上防水改修 改修面積 1, 2 2 7 m ² |
| (5) 予定工期 | 令和 7 年 7 月 2 3 日から
令和 7 年 1 1 月 1 9 日まで（1 2 0 日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 7 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で防水工事の A 等級、B 等級、C 等級のいずれかで登録されており、令和 7 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 防水工事に係る綾部市発注工事で、令和 6 年 1 月 1 日から令和 6 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2 部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式―3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

（1）設計図書の閲覧

- ①期間 令和7年6月23日（月）午前9時から
- ②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。
(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)
ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は190円です。

（2）入札参加資格確認申請書の受付

- ①期間 令和7年6月26日（木）午前9時から午後6時まで
令和7年6月27日（金）午前9時から正午まで
ただし、紙入札希望業者の提出で6月26日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

- （1）一般競争入札参加資格確認通知書については、令和7年7月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
- （2）資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

- ①期間 令和7年7月3日（木）から
令和7年7月4日（金）正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。
- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和7年7月7日（月）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 令和7年7月11日（金）午前9時から午後6時まで
令和7年7月14日（月）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は7月11日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、7月14日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和7年7月15日（火）午前9時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 最低制限価格の算出式について

この工事については、綾部市の「建設工事にかかる最低制限価格について 令和7年4月1日改正」の「建築 建築工事（No. 5）」の算出式を適用とします。

13 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

14 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

⑨

綾 部 市 長 様

様式-2

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住所

氏 名 (印)

電話 番 号

FAX 番号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、参加資格確認申請書を提出します。

記

工事番号

工 事 名

工事場所

様式－ 3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者	
1	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)	
	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)	手 持 工 事	(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】

1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみを5名以内で記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

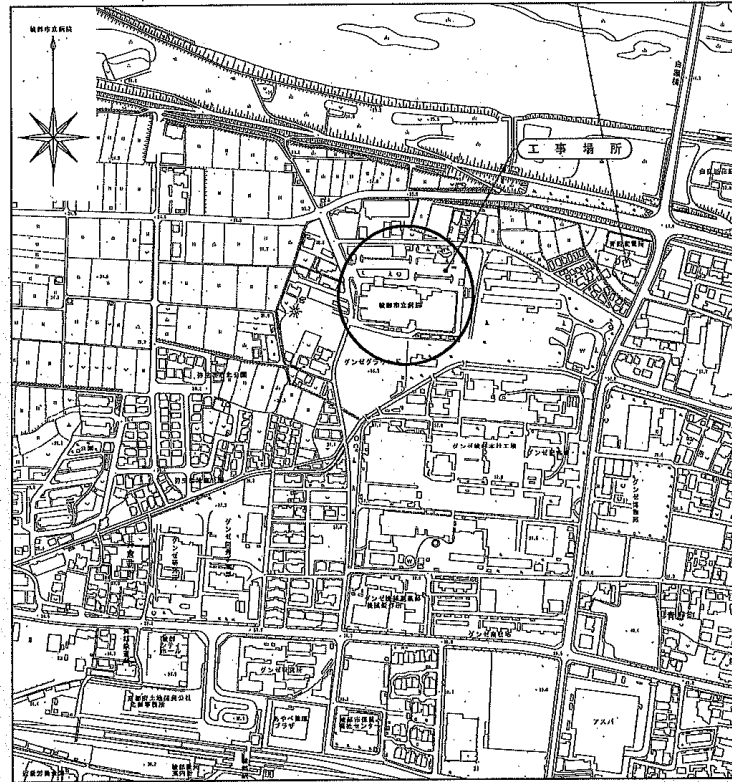
2) 主任技術者

- 1 防水工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
 - 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
- (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



付近見取図 S=1/5,000

綾部市公告第 6 9 号

綾部都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第 4 条の規定により、令和 7 年度に受益者負担金を賦課しようとする区域について、次のとおり公告する。

なお、賦課対象区域図は、綾部市上下水道部下水道課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 6 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 賦課対象区域
井倉町の一部

- 2 賦課対象区域図 別図のとおり

令和 7 年度 下水道事業受益者負担金賦課区域（綾部処理区）

綾部浄化センター

凡 例	
	処理場（綾部浄化センター）
	下水道事業受益者負担金賦課済区域
	令和 7 年度 下水道事業受益者負担金賦課区域

綾部市公告第 7 0 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和 7 年 6 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第 7 1 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和 7 年 6 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第 7 2 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和 7 年 6 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第 7 3 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和 7 年 6 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第 7 4 号

綾部市内に放置されていた下記の自転車を綾部市において保管しています。
令和 7 年 7 月 3 1 日までに引取りのない場合は綾部市において処分します。

令和 7 年 7 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

- | | |
|--------------------|--|
| 1 撤 去 の 理 由 | 綾部市自転車等の放置防止に関する条例第 8 条の規定による。 |
| 2 撤 去 日 | 令和 7 年 6 月 2 5 日 |
| 3 撤 去 区 域 | J R 綾部駅南周辺 |
| 4 撤 去 し
保管した台数 | 9 台（詳細は、一覧表のとおり） |
| 5 保 管 の 場 所 | 綾部市クリーンセンター |
| 6 保 管 期 間 | 令和 7 年 7 月 3 1 日まで |
| 7 返還を受ける
ための手続き | 自転車等返還申請書に、利用者本人であることを証明する書類
（鍵等）を添付し、担当課窓口へ（印鑑持参）提出してください。
撤去・保管料として自転車 1 台につき 1, 0 0 0 円、原動機付自転
車 1 台につき 2, 0 0 0 円が必要です。 |
| 8 引取りのない
場合の措置 | 売却、廃棄等の処分を行います。 |
| 9 連 絡 先 | 綾部市市民環境部 市民協働課 市民活動推進担当
電話：4 2 - 4 2 4 8（直通） |

撤去した放置自転車の一覧

	車体の色	防犯登録番号	車体番号
1	桃	なし	8 D 1 4 0 9 1 5 7
2	青	不明	H S 1 L 1 1 9 5 4
3	黒	南 3 2 0 3 6 7	L Z 9 L 0 0 4 3 9
4	黒	2 2 - 0 0 7 8 1 4 6	H S 2 A 1 2 9 5 4
5	黒・銀	2 2 - 0 0 7 5 4 1 5	A 1 9 A A 4 5 0 1 9
6	白	2 2 - 0 0 7 8 5 8 6	S T U 1 F 1 6 1 7 5
7	茶	2 2 - 0 0 7 9 8 6 0	V 2 2 1 0 0 7 6 9 9
8	白	2 3 - 0 1 9 6 2 4 0	A 1 9 A H 3 3 9 1 5
9	赤	伏 - 0 0 6 8 4 3 7	9 5 C 2 3 1 8 9

綾部市上下水道事業管理規程第3号

綾部市上下水道部就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年6月30日

綾部市長 山崎善也

綾部市上下水道部就業規程の一部を改正する規程

綾部市上下水道部就業規程（昭和44年綾部市水道課管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第30条の5の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりににおいて」を「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は」に改め、同条第2項中「を承認されている」を「の承認を受けて勤務しない」に、「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、「当該育児時間」の次に「の承認を受けて勤務しない時間」を加える。

第30条の6中「なつた時」を「なつたとき又は前条の規定による変更をしたときは」に改め、同条を第30条の10とし、第30条の5の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第30条の6 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- （1）1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数
- （2）第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

（部分休業の申出等）

第30条の7 部分休業の請求をしようとする職員は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間ごとに、第1号部分休業又は第2号部分休業のいずれかを請求するかについて、管理者に申し出るものとする。

（第2号部分休業の時間）

第30条の8 前条に規定する期間ごとの第2号部分休業の時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間を超えない範囲内とする。

- （1）非常勤職員以外の職員 77時間30分
- （2）非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た

時間

(申出の変更)

第30条の9 第30条の7の規定による申出をした職員は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことによりこの条の規定による変更をしなければ当該職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると管理者が認める場合は、当該申出の内容を変更することができる。

第44条中「昭和28年綾部市条例第6号」を「令和7年綾部市条例第37号」に、「綾部市職員等の旅費支給規則（昭和28年綾部市規則第5号）」を「綾部市職員等の旅費に関する条例施行規則（令和7年綾部市規則第38号）」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この規程の施行の日から令和8年3月31日までの間における同条第1項に規定する部分休業の承認の請求をする場合におけるこの規程による改正後の綾部市上下水道部就業規程第30条の8の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

綾部市教育委員会告示第9号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、令和7年度第3回綾部市教育委員会会議を次のとおり招集する。

令和7年6月18日

綾部市教育委員会

教育長 小林 治

- | | | |
|---|-----|----------------------|
| 1 | 日 時 | 令和7年6月23日（月）13時30分から |
| 2 | 場 所 | 綾部市役所 教育委員会事務局（教育長室） |

綾部市監査公表第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき、令和6年度に実施した定期監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和7年6月9日

綾部市監査委員 岡 垣 美 樹

綾部市監査委員 渡 辺 弘 造

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項）

2 監査の目的

綾部市監査基準に基づき、綾部市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令等に適合し、適正で合理的かつ効率的に執行されているかを主眼として実施する。

3 監査の対象

予算事項別事務事業の中から前年度及び当年度における監査対象事項を選定し、次のとおり監査を実施した。

区分	対象部課（局）		対象事項
第1回	市長公室	秘書広報課	秘書事務費
			広報事務費
		職員課	会計年度任用職員経費
			職員研修費
		防災・危機管理課	災害対策費
			災害対策費（防災行政デジタル無線維持管理費）
	農林商工部	商工労政課	I・Tビル管理運営費
			ものづくり企業振興補助金
		農政課	農林業振興対策費
			農林業振興対策費（農林業集落推進委員活動費）
			認定農業者経営発展支援事業費
		林政課	野生鳥獣被害総合対策事業費
			森林経営管理推進事業費
	定住交流部	定住・地域政策課	コミュニティナース事業費
			空き家活用定住促進事業費
		観光交流課	里山交流研修センター管理運営費
			森の京都DMO広域観光推進事業費

		文化・スポーツ振興課	中丹文化事業団補助金
			スポーツ推進委員活動費
	農業委員会事務局		農業委員会運営費
第2回	企画総務部	企画政策課	国際交流事業費
			新婚生活支援事業費補助金
		総務課	行政管理費
			庁舎維持管理費
			庁舎改修整備事業費
		行政デジタル推進課	自治体D X推進事業費
			自治体D X推進事業費（情報伝達プラットフォーム構築事業）
		財政課	財政管理一般事務費
			地域振興基金積立金
		税務課	市税過誤納還付金
			賦課徴収費（経常経費）
	市民環境部	市民・国保課	住民基本台帳等事務費
			特定健康診査事業費（後期高齢者）
		市民協働課	交通安全対策事業費
			交通空白地有償運送事業費補助金
		人権推進課	人権啓発推進事業費
			人権福祉センター管理運営費（臨時含む。）
		環境企画課	地域緑化推進事業費補助金
			ゼロカーボンシティ推進事業費
		環境保全課	斎場管理費
			ごみ減量化及びリサイクル推進事業費
		第3回	福祉部
生活保護適正実施推進事業費			
障害者支援課	手話コミ条例推進事業費		
	自殺防止対策事業費		
高齢者支援課	移送サービス事業費		
	介護用品支給事業費		
地域包括支援課	権利擁護支援地域連携ネットワーク事業費		
	生活支援体制整備事業費		
建設部	監理課		登記事務費
			土木総務一般事務費（工事等監理事務費）
	建設課		道路橋りょう総務一般事業費
			河川維持補修費

		都市計画課	まちなか空間向上計画策定事業費	
			駐車場運営管理費（天神町・駅南・駅北）	
		建築課	木造住宅耐震診断士派遣事業費	
			木造住宅耐震改修費補助事業費	
	教育部	学校教育課	不登校等対応事業費	
			部活動地域移行事業費	
		社会教育課	放課後子ども教室推進事業費	
				文化財保護費
	第4回	健康こども部	子育て支援課	保育所児童委託運営費
				保育所等副食費支援事業費
			こども支援課	こども家庭支援相談室運営事業費
				家庭児童相談室運営事業費（ヤングケアラー含む。）
出産・子育て応援事業費				
保健推進課			各がん検診等事業費	
		病院事業会計（令和6年度中間決算報告分）		
会計課		会計管理一般事務費		
消防本部		管理課	常備消防一般事務費（業務全般経費）	
			消防施設維持管理費（消防施設整備事業費）	
上下水道部		上水道課	飲用井戸等整備補助金	
			上水道事業会計（令和6年度中間決算報告分）	
		下水道課	下水道接続補助金	
			下水道事業会計（令和6年度中間決算報告分）	
議会事務局		議会運営費		
監査委員事務局		監査委員一般事務費		
39課（局）			76事項	

4 監査の期間

区 分	実施期間
第1回	令和6年 9月27日 ～ 令和6年11月11日
第2回	令和6年10月28日 ～ 令和6年12月23日
第3回	令和6年11月29日 ～ 令和7年 1月17日
第4回	令和6年12月24日 ～ 令和7年 2月17日

5 監査の方法

監査対象事項に係る関係書類の提出を求めて、書類監査を実施するとともに、各所属長に対し聴取を行った。

6 監査の項目

- (1) 収入事務について
- (2) 支出事務について
- (3) 補助金等交付事務について
- (4) 入札・契約事務について
- (5) 財産管理事務について
- (6) 経営に係る事業の管理について（公営企業会計）

7 監査の結果

財務に関する事務は、おおむね適正に執行されていると認めた。ただし、次の事項については、所属長に対して指摘を行い、改善又は検討の上、適正な事務の執行に努めるよう指導した。

指摘事項	措置状況
(広報事務費) 予定価格決定調書に、消費税及び地方消費税に係る計算式の表記がないものがある。今後は、内容を十分確認の上、適正な事務処理に努められたい。	(秘書広報課) 最新の様式を使用するよう、職員に対し指導徹底しました。
(職員研修費) 委託契約書について、業務完了及び履行確認に係る規定がないものがある。今後は、適正な事務処理に努められたい。	(職員課) 契約書の作成に当たっては、事務処理要領等の再確認を行い、十分に書類等を確認し、適正な事務処理の徹底に努めます。
(災害対策費) 防災会議に係る委員の費用弁償が支払われていない。速やかに支払いを行うとともに、予算の執行状況については十分確認し、適正な財務事務に努められたい。	(防災・危機管理課) 指摘後、該当の防災会議委員へ状況を説明し、了承を得て旅費を支払いました。今後は適正な事務処理の徹底を図ります。
(災害対策費(防災行政デジタル無線維持管理費)) 委託契約書について、契約履行の場所が記載されていないものがある。今後は、適正な事務処理に努められたい。	(防災・危機管理課) 今後は内容を十分確認の上、適正な事務処理の徹底を図ります。
(災害対策費(防災行政デジタル無線維持管理費)) 予定価格決定調書について、見積書の発行日以前の日付で作成されているものがある。今後は、適正な事務処理に努められたい。	(防災・危機管理課) 今後は内容を十分確認の上、適正な事務処理の徹底を図ります。

(I ・ T ビル管理運営費) 購入した備品について、年度内に備品登録がされていない。今後は、適正な事務処理に努められたい。	(商工労政課) 備品登録については、年度内処理をすることを課内職員再確認し、今後は適正な事務処理の徹底に努めます。
(I ・ T ビル管理運営費) 予定価格決定調書について、見積書の発行日以前に作成されているものがある。今後は、適正な事務処理に努められたい。	(商工労政課) 予定価格決定調書が見積書の発行日以前であったことは、事前の入札価格の漏洩にもつながることから、決裁もしっかりチェックをし、今後は適正な事務処理の徹底に努めます。
(森林経営管理推進事業費) 委託契約書に仕様書が綴じ込まれていないものがある。今後は、適正な事務処理に努められたい。	(林政課) 契約事務に当たっては、事務処理マニュアル等について再確認し、起案者はもとより決裁過程においても内容を十分精査し適正な事務処理に努めます。
(コミュニティナース事業費) 購入した備品について、年度内に備品登録がされていない。今後は、適正な事務処理に努められたい。	(定住・地域政策課) 担当課の確認ミスから登録漏れが生じたもので、担当者はもとより内容を十分確認し、改めてチェック体制を強化することで適正な事務処理に努めていくことを確認しました。
(行政管理費) 予定価格調書について、予定価格等設定者の選定に誤りがある。今後は、適正な事務処理に努められたい。	(総務課) 事務処理マニュアル等について再確認するとともに、決裁過程において内容を十分確認の上、チェック体制を強化し、適正な事務処理に努めます。
(庁舎維持管理費) 予定価格調書について、予定価格等設定者の選定に誤りがある。今後は、適正な事務処理に努められたい。	
(賦課徴収費 (経常経費)) 予定価格決定調書について、予定価格が記載されていないものがある。今後は、適正な事務処理に努められたい。	(税務課) 事務処理マニュアル等を十分理解するよう、内容等について再確認を行い、適正な事務の執行の徹底を図ります。

(賦課徴収費（経常経費）） 委託契約書に添付されている仕様書について、契約の名称に誤りがある。今後は、適正な事務処理に努められたい。	(税務課) 事務処理マニュアル等を十分理解するよう、内容等について再確認を行い、適正な事務の執行の徹底を図ります。また、関係機関からの契約書等の内容についても十分確認を行い、適正な事務処理の徹底を図ります。
(住民基本台帳等事務費) 業務委託について、委託期間の変更により繰越をされているが、繰越登録後の支出負担行為が行われていない。速やかに支出負担行為書の決裁を行うとともに、適正な事務処理に努められたい。	(市民・国保課) 指摘があった当該事例については、職員の認識不足に起因するものであったことから、課内の全職員に対し、根拠となる規則の再確認を行うなど、改めて適正な手続きの確認を行いました。指摘後は、予算の繰越が発生した場合、速やかに負担行為事務を行い、適正な事務処理の徹底を図ります。
(ごみ減量化及びリサイクル推進事業費) リサイクル推進員の報償に係る振込依頼書について、文書の取扱いが適正でないほか、記載事項の不備が散見される。今後は、内容を十分確認の上、適正な事務処理に努められたい。	(環境保全課) 指摘のことについては、課内全職員に定期監査結果を共有するとともに、正しい事務手続きと提出書類の確認を徹底するよう、改めて指導を行いました。
(生活保護適正実施推進事業費) 請求書について、財務処理の取扱いに不備が見受けられる。今後は、適正な事務処理に努められたい。	(社会福祉課) 委託業務等に係る支出負担行為兼支出（振替）命令書等の根拠である請求書等財務処理に係る証拠書類については、内容に不備がないかなど、「会計処理の留意点」等に基づき適正に添付書類の点検を行います。
(手話コミ条例推進事業費) 物品売買契約書について、誤記が適正に修正されていない。今後は、適正な事務処理に努められたい。	(障害者支援課) 指摘のことについて具体的な誤りと正しい事務手続き方法を課内で共有し、今後は適正な事務処理を徹底するように指導しました。
(自殺防止対策事業費) 委託契約書について、個人情報の取扱いに関する特記仕様書が綴じ込まれていない。今後は、内容を十分確認の上、適正な事務処理に努められたい。	(障害者支援課) 契約書の作成に当たっては、事務処理要領等の再確認を行い、十分に書類等を確認し、適正な事務処理の徹底に努めます。

(権利擁護支援地域連携ネットワーク事業費) 予定価格決定調書について、設計額及び予定価格の記載に誤りがある。今後は、適正な事務処理に努められたい。	(地域包括支援課) 指摘のことについては、課内全職員に対して、当該事例の具体的な誤りと正しい事務手続き内容を周知するとともに、契約事務マニュアル書及び委託業務チェックツールに基づく適正な事務の執行について、改めて指導を行いました。また、課内全職員に定期監査の結果を共有し、再発防止に細心の注意を払うよう促しました。
(部活動地域移行事業費) 委託契約書に受注者の代表者印が押印されていない。今後は、内容を十分確認の上、受理されたい。	(学校教育課) 契約書の受理時に内容の確認を徹底します。また、課内で指摘事項を共有し、適正な内容確認の徹底に努めます。
(各がん検診等事業費) 業務委託に係る契約事務について、見積合わせが前年度末に行われているものがある。今後は、適正な事務処理に努められたい。	(保健推進課) 契約事務のルールについて再確認を行うとともに、決裁過程において内容を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。

その他、少しの注意をもって点検や確認を行えば正せる誤り等については、所属長に対し口頭により指導を行ったところである。

なお、入札・契約事務については、会計制度・契約事務に係る研修、契約事務に係るマニュアル等の集約化、チェックツールの作成など、事務の適正化に向けた取組により、過年度と比較して事務誤りが大きく減少した。

今後ともチェック機能の強化、マニュアルの徹底や研修の充実を図り、市民に信頼される適正で効率的な財務事務の執行に努められたい。

綾部市監査公表第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第5項の規定に基づき、令和5年度に実施した随時監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和7年6月9日

綾部市監査委員 岡 垣 美 樹

綾部市監査委員 渡 辺 弘 造

1 監査の種類

随時監査（地方自治法第199条第5項）

2 監査の目的

綾部市監査基準に基づき、綾部市が発注する工事に関し、法令等に適合し、適正で合理的かつ効率的に執行されているか、また、当該工事の設計、施工等が適正に行われているかを主眼として実施する。

3 監査の対象

第1回は令和6年3月31日までに完成した工事から2件、第2回は令和7年1月上旬までに完成した工事の中から2件、計4件を選定し監査を実施した。対象工事は次のとおりである。

(1) 第1回

ア クリーンセンター外壁改修工事

契 約 概 要		工 事 概 要
受 注 者	北原建設株式会社	屋上防水改修 一式
契約方法	公募型指名競争入札	外壁防水改修 一式
請負金額	83,781,500 円（税込）	内装改修 一式
工 期	令和5年7月11日～令和6年3月6日	天窓修繕 一式
		堅樋固定金具改修 一式

イ 市民プール改修工事

契 約 概 要		工 事 概 要
受 注 者	上田工業株式会社	プールろ過設備改修 3 基
契約方法	公募型指名競争入札	プールろ過配管改修 50mプール埋設配管
請負金額	138,032,400 円（税込）	プール改修 防水改修（プールサイド共）一式
工 期	令和5年9月12日～令和6年3月31日	管理棟改修 レイアウト変更
		プール施設出入口改修 一式
		トイレ改修 和式便器を洋式便器に改修 4 か所
		更衣室棟改修 照明器具、換気設備設置 一式

(2) 第2回

ア 庁舎改修整備工事（東庁舎）

契 約 概 要		工 事 概 要	
受 注 者	福岡建設株式会社	外壁改修	改修面積 1,098 m ²
契約方法	条件付一般競争入札	防水改修	改修面積 710 m ²
請負金額	44,091,300 円（税込）	屋外階段改修	改修面積 302 m ²
工 期	令和6年5月23日～令和6年10月29日	内装改修	改修面積 87.2 m ²

イ 吉美小学校バリアフリー整備工事

契 約 概 要		工 事 概 要	
受 注 者	ローランド工業株式会社	多目的トイレ設置	一式
契約方法	条件付一般競争入札	シャワールーム設置	一式
請負金額	9,738,300 円（税込）	和室改修	一式
工 期	令和6年5月23日～令和6年10月19日	昇降式手洗い設置	一基

4 監査の期間

区 分	実施期間
第1回	令和6年5月 7日 ～ 令和6年6月17日
第2回	令和7年1月29日 ～ 令和7年3月26日

5 監査の方法

対象工事に係る関係書類一式の提出を求めて、書類監査を実施するとともに、各所属長に対し聴取を行い、併せて現地確認を行った。

6 監査の項目

- (1) 入札・契約事務について
- (2) 工事施工（工程管理及び品質管理）状況について
- (3) 提出書類の整備について

7 監査の結果

書類監査及び現地確認において、おおむね適正に執行されていると認めた。ただし、次の事項については、所属長に対して指摘を行い、改善又は検討の上、適正な事務の執行に努めるよう指導した。

指摘事項	措置状況
（クリーンセンター外壁改修工事） 第1回変更契約について、工期の変更に係る一連の事務手続きに誤りがある。今後は契約内容を十分確認の上、適正な事務処理に努められたい。	（環境保全課） 指摘のことについては、課内全職員に対して、当該事例の具体的な誤りと正しい事務手続き内容を周知するとともに、契約書に基づく適正な事務の執行について、改めて指導を行いました。また、課内全職員に随時監査の結果を共有し、再発防止に細心の注意を払うよう促しました。

その他、少しの注意をもって点検や確認を行えば正せる誤り等については、所属長に対し口頭により指導を行った。

今後とも、チェック機能の強化、マニュアルの徹底、研修の充実を図るなど、市民に信頼される適正で効率的な事務の執行に努められたい。

綾部市監査公表第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定に基づき、令和6年度に実施した行政監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和7年6月9日

綾部市監査委員 岡 垣 美 樹

綾部市監査委員 渡 辺 弘 造

1 監査の種類

行政監査（地方自治法第199条第2項）

2 監査の目的

綾部市監査基準に基づき、綾部市の事務の執行及び管理が、法令等に適合し、適正で合理的かつ効率的に行われるかを主眼として実施する。

3 監査の対象

（1）監査のテーマ

プロポーザル方式による契約について

（2）監査の趣旨

プロポーザル方式による契約は、随意契約の一手法として行われているが、地方自治法第234条において、地方公共団体の契約は一般競争入札を原則としており、随意契約によることができる場合は、例外的なものとして制限されていることから、その実施に当たっては適正な運用が求められるところである。

近年、本市でもプロポーザル方式による契約が多く採用されるようになったが、本市では、プロポーザル方式による契約について、全庁的なガイドライン等が作成されておらず、各所属の判断により事務が行われている状況となっている。

このことから、本市のプロポーザル方式による契約について、その状況を把握・検証し、今後の適正な契約事務に資することを目的として監査を実施した。

（3）監査の範囲

平成31年4月1日から令和6年8月31日までの期間中に契約を締結した業務のうち、プロポーザル方式により事業者を選定した業務

4 監査の期間

令和6年9月30日から令和7年3月26日まで

5 監査の方法

（1）事前調査

上記3の（3）監査の範囲について、調査票により次の内容を全所属に対し照会し、回答を求めた。

- ア 業務の内容について
- イ プロポーザル方式の採用について
- ウ 事業者の募集について
- エ 選定委員会の設置状況について
- オ 審査の実施について
- カ 審査後の手続きについて
- キ 翌年度以降の予定について
- ク その他（プロポーザル方式の契約手続きで参考としたもの）

（２）抽出調査

事前調査で回答のあった２４課５５件から、任意に抽出した１７課１８件について、所管課から関係書類の提出を求めて書類監査を実施するとともに、所管課長に対し聴取を行った。抽出調査の対象業務は次のとおりである。

所管課	年度	業務名	種別
秘書広報課	令和３年度	綾部市ホームページリニューアル業務	システム
企画政策課	令和６年度	平和モニュメント制作業務	その 他
行政デジタル推進課	令和５年度	綾部市情報セキュリティ対策用二要素認証装置更新業務	システム
財政課	令和６年度	第２次綾部市公共施設等総合管理計画策定業務	計画策定
市民・国保課	令和５年度	綾部市役所広告付き窓口番号案内システム設置事業	その 他
人権推進課	令和６年度	第４次綾部市人権教育・啓発推進計画策定支援業務	計画策定
環境保全課	令和５年度	綾部市ペットボトル水平リサイクル業務	事業運営
社会福祉課	令和６年度	第５次綾部市地域福祉計画策定支援業務	計画策定
高齢者支援課	令和４年度	第１０次綾部市高齢者保健福祉計画策定支援業務	計画策定
子育て支援課	令和４年度	綾部市保育園業務支援システム導入業務	システム
こども支援課	令和６年度	綾部市母子手帳アプリ導入及び運用業務	システム
定住・地域政策課	令和５年度	旧綾部市奥上林研修センターの売却	財産売却
観光交流課	令和３年度	綾部市里山交流研修センター整備工事設計業務	工事設計
文化・スポーツ振興課	令和４年度	綾部市総合運動公園ＥＳＣＯ事業	その 他
建設課	令和５年度	綾部市環状道路整備の効果検証等業務委託	計画策定
上水道課	令和５年度	綾部市水道事業窓口業務等委託	事業運営
学校教育課	令和６年度	綾部市学校給食調理業務委託	事業運営
	令和６年度	綾部市保護者連絡ツール導入業務	システム

６ 監査の着眼点

- （１）プロポーザル方式採用の根拠及び理由は適切か。意思決定は適正に行われているか。
- （２）プロポーザル方式の事務手続きは適正に行われているか。
- （３）事業者の選定は公平性及び透明性が確保されているか。
- （４）契約事務は適正に行われているか。

7 監査の概要

(1) プロポーザル方式による契約

プロポーザル方式とは、複数の事業者から企画提案の提出を求め、提案内容の審査を行い、その内容や業務遂行能力が最も優れた事業者を契約の優先交渉権者として選定する方式である。

地方公共団体の契約の締結は、地方自治法第234条において、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法によるものとし、うち、指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができると規定されており、一般競争入札を原則としている。

一方、プロポーザル方式による契約は、その性質上、価格のみの競争ではないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定する「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」を根拠として随意契約により行われており、本来、競争入札を行うべき業務をプロポーザル方式により契約することはできない。

したがって、プロポーザル方式の採用に当たっては、対象業務の性質又は目的を明らかにし、プロポーザル方式で実施すべき理由を示した上で、その採否を合理的に判断し、決定する必要がある。また、プロポーザル方式の実施に当たっては、公平性及び透明性を十分に確保するなど、適正な運用が求められるところである。

(2) プロポーザル方式による契約の実施状況

① 契約件数

監査対象範囲におけるプロポーザル方式による契約件数は55件であった。その年度別の内訳は次のとおりである。

(単位：件)

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (8月末)	合計
1	10	10	8	16	10	55

② 業務別件数

契約件数55件の業務別の内訳は次のとおりである。

項 目	件数(件)	構成比(%)
市の業務等の事業運営に関する業務	16	29.1
行政計画の調査立案等に関する業務	16	29.1
大規模な工事の設計等に関する業務	2	3.6
システム開発や導入等に関する業務	14	25.5
財産の売却	2	3.6
その他	5	9.1

③ 契約金額別件数

契約件数55件の金額別の内訳は次のとおりである。

区 分	件数(件)	構成比(%)
500万円未満	17	30.9
500万円以上1,000万円未満	8	14.5
1,000万円以上2,000万円未満	12	21.8

2,000 万円以上 5,000 万円未満	5	9.1
5,000 万円以上 1 億円未満	3	5.5
1 億円以上	5	9.1
その他（収入・無償・単価契約等）	5	9.1

（３）調査票による調査結果の概要

事前調査による調査票の回答は次のとおりである。なお、一部の回答については抽出調査により補正を行った。

① プロポーザル方式の採用について

ア 意思決定方法

項 目	件数(件)	構成比(%)
施行伺書による決裁	44	80.0
個別決裁	4	7.3
選定委員会	5	9.1
その他（理事者協議）	2	3.6

プロポーザル方式採用の意思決定について、「施行伺書による決裁」が 44 件（80.0%）、「個別決裁」が 4 件（7.3%）、「選定委員会」が 5 件（9.1%）、「その他（理事者協議）」が 2 件（3.6%）となっている。

イ 採用の理由

項 目	件数(件)	構成比(%)
記載している	35	63.6
記載していない	20	36.4

プロポーザル方式採用の理由について、「記載している」が 35 件（63.6%）、「記載していない」が 20 件（36.4%）となっている。

② 事業者の募集について

ア 実施要領の策定

項 目	件数(件)	構成比(%)
策定している	55	100.0
策定していない	0	－

実施要領については、全ての業務で策定されていた。

イ 募集方法

項 目	件数(件)	構成比(%)
公募型	50	90.9
指名型	5	9.1

事業者の募集について、「公募型」が 50 件（90.9%）、「指名型」が 5 件（9.1%）となっている。なお、「指名型」と回答のあった業務は全て「システム開発や導入等に関する業務」である。

ウ 募集期間

項 目	件数(件)	構成比(%)
11 日以上 20 日以下	17	30.9
21 日以上 30 日以下	33	60.0
31 日以上	5	9.1

募集期間について、「11 日以上 20 日以下」が 17 件 (30.9%)、「21 日以上 30 日以下」が 33 件 (60.0%)、「31 日以上」が 5 件 (9.1%) となっている。

③ 選定委員会の設置状況について

ア 選定委員会設置要領等の策定

項 目	件数(件)	構成比(%)
策定している	3	5.5
策定していない	52	94.5

選定委員会設置要領等の策定について、「策定している」が 3 件 (5.5%)、「策定していない」が 52 件 (94.5%) となっている。なお、選定委員会は全ての業務で設置されている。

イ 委員の人数

項 目	件数(件)	構成比(%)
3 人	2	3.6
4 人以上 6 人以下	41	74.6
7 人以上	12	21.8

委員の人数について、「3 人」が 2 件 (3.6%)、「4 人以上 6 人以下」が 41 件 (74.6%)、「7 人以上」が 12 件 (21.8%) となっている。なお、最も委員数が多かったのは 9 人である。

ウ 委員の構成

項 目	件数(件)	構成比(%)
市職員のみ	43	78.2
外部委員を含む	12	21.8

委員の構成について、「市職員のみ」が 43 件 (78.2%)、「外部委員を含む」が 12 件 (21.8%) となっている。

④ 審査の実施について

ア 評価基準の公表

項 目	件数(件)	構成比(%)
事前公表	53	96.4
事後公表	0	—
非公表	2	3.6

評価基準の公表について、「事前公表」が 53 件 (96.4%)、「非公表」が 2 件 (3.6%) となっている。

イ 最低基準点の設定

項 目	件数(件)	構成比(%)
設定している	9	16.4
設定していない	46	83.6

最低基準点の設定について、「設定している」が9件(16.4%)、「設定していない」が46件(83.6%)となっている。

ウ 応募事業者数

項 目	件数(件)	構成比(%)
1 者	25	45.4
2 者	16	29.1
3 者	9	16.4
4 者以上	5	9.1

応募事業者数について、「1 者」が25件(45.4%)、「2 者」が16件(29.1%)「3 者」が9件(16.4%)、「4 者以上」が5件(9.1%)となっている。なお、応募事業者数が最も多かったのは16者である。

⑤ 審査後の手続きについて

ア 選定結果の通知

項 目	件数(件)	構成比(%)
提案者全員に通知	53	96.4
選定された候補者のみ通知	2	3.6

選定結果の通知について、「提案者全員に通知」が53件(96.4%)、「選定された候補者のみ通知」が2件(3.6%)となっている。なお、「選定された候補者のみ通知」の2件は、いずれも応募事業者数は1者である。

イ 選定結果の公表

項 目	件数(件)	構成比(%)
公表している	37	67.3
公表していない	18	32.7

選定結果の公表について、「公表している」が37件(67.3%)、「公表していない」が18件(32.7%)となっている。なお、「公表していない」と回答があった18件のうち、5件は指名型で募集を行ったものである。

ウ 提案内容等の仕様書への反映

項 目	件数(件)	構成比(%)
反映している	46	83.6
反映していない	9	16.4

提案内容等の仕様書への反映について、「反映している」が46件(83.6%)、「反映していない」が9件(16.4%)となっている。

エ 見積書の徴取

項 目	件数(件)	構成比(%)
徴取している	52	94.5
徴取していない	3	5.5

見積書の徴取について、「徴取している」が52件(94.5%)、「徴取していない」が3件(5.5%)となっている。

8 監査の結果

(1) プロポーザル方式の採用について

プロポーザル方式採用の意思決定については、業務の施行伺書と併せて行っているものや、プロポーザル方式の採用について個別に決裁を受けているものがほとんどであったが、一部の業務において、プロポーザル方式で実施することを既決事項として、選定委員会の設置や公告による公募を行っているものがあつた。

また、プロポーザル方式採用の意思決定は行われているが、プロポーザル方式を採用する理由が記載されていないものや、採用の理由が明確でないものが多く見られた。

プロポーザル方式の採用に当たっては、対象業務の性質や目的、価格の競争ではなくプロポーザル方式で実施すべき根拠及び理由を明確にし、その上で採用の可否を合理的に判断する必要があるため、庁内統一的な仕組みを定められたい。

(2) プロポーザル方式の事務手続き及び事業者の選定について

プロポーザル方式の募集方法については、公告により広く事業者から提案を募る公募型が50件、市が選定した事業者から提案を募る指名型が5件であったが、応募事業者数が1者のものが45.4%を占める結果であった。

事業の規模や金額の制限、選考過程による辞退等もあると思われるが、応募事業者が1者のみの場合、より最適な事業者を選定するというプロポーザル方式の利点が損なわれるため、複数の事業者から提案を受けられるよう募集方法や募集期間、金額の妥当性等を検討し、競争性及び公平性の確保に努められたい。

また、審査の方法について、実施要領で最低基準点を設定していないものが46件、うち1者提案となったものが17件あり、順位付け方式で1者提案となったものもあつた。審査に当たっては、業務の一定の水準を確保するため、結果として1者提案となった場合の審査方法についても十分検討されたい。

事業者の選定においては、全ての業務で選定委員会を設置されていたが、設置要領等を策定しているのは3件のみであった。選定委員会の設置に当たっては、設置要領等により、設置の目的、所掌事項、組織の構成、会議の方法等を明確化し、その上で審査基準等に基づき審査を行い、その公平性及び透明性を確保するよう努められたい。

さらに、選定結果の通知、選定結果の公表についても、その基準を定められたい。

(3) 契約事務について

プロポーザル方式は、企画提案内容や業務遂行能力が最も優れた事業者を優先交渉権者として選定するものであり、価格等の交渉後は、業者選定伺により優先交渉権者を見積依頼業者として、見積書を徴取することとなる。

しかし、一部の業務において、審査前の段階で業者選定伺書を起票しているものや、見積書の提

出依頼をせず、企画提案時の見積書をもって契約の締結を行っているものがあつた。契約事務については、「工事等の事務処理マニュアル」等に基づき、適正な事務処理に努められたい。

9 むすび

プロポーザル方式による契約は、高い専門性や技術力が要求される業務、優れた企画力や創造性によって効果的な成果が期待できる業務を実施する上で有効な手法であるが、その実施に当たっては、採用の根拠及び理由の明確化と合理的な意思決定、審査の公平性及び透明性の確保など、適正な運用が求められるところである。

しかしながら、定期監査や今回の行政監査によると、本市におけるプロポーザル方式による契約については、庁内で事務手順が定められていないことから、各所属でその都度、過去の事例や他市の先行事例等を参考に事務を行っており、その結果、所属や業務内容によってその運用や事務手続きに差異が生じている状況となっている。職員の事務負担の軽減の観点からも、基本事項を定めたガイドライン等を作成するなど、統一的な運用及び事務手続きについて速やかに検討されたい。

行政課題の複雑化、市民ニーズの多様化に伴い、より効果的な事業実施が求められる中、プロポーザル方式による契約はこれからも増加することが予想されるが、さらなる事務の適正化、効率的かつ効果的な行政運営に期待する。

綾部市監査公表第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定に基づき、令和6年度に実施した財政援助団体等監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和7年6月9日

綾部市監査委員 岡 垣 美 樹

綾部市監査委員 渡 辺 弘 造

1 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

2 監査の目的

綾部市監査基準に基づき、綾部市が財政的な援助等を行っている団体に対し、公金はその目的を達成するために、適正で合理的かつ効率的に執行されているかを主眼として実施する。

3 監査の対象

（1）対象の団体 公益社団法人 綾部市シルバー人材センター

（2）団体の種類 補助金交付団体

（3）公金の種類 公益社団法人綾部市シルバー人材センター事業費補助金

（4）所 管 課 商工労政課

4 監査の期間

令和7年1月29日から令和7年3月26日まで

5 監査の方法

補助金交付に係る一連の書類と、団体の事業計画書、予算書、決算諸表及び関係諸帳簿等の提出を求めて書類監査を実施するとともに、対象団体の職員、所管課の課長に対し聴取を行った。

6 監査の着眼点

（1）補助金交付団体

ア 団体の諸帳簿と市へ提出した補助金交付に係る書類は、符合するか。

イ 交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は、適時に行われているか。

ウ 事業は、計画及び交付条件に従い実施され、十分効果が上げられているか。

エ 補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。

オ 補助金に係る収支の会計経理は適正か。

（2）所管課

ア 補助金の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。

イ 補助金の決定は、法令等に適合しているか。

ウ 補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。

エ 補助金の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により実態が十分に確認されているか。

オ 団体への指導監督は、適切に行われているか。

7 団体の概要

公益社団法人綾部市シルバー人材センターは、定年退職者等の高齢者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会を確保し、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るとともに、その能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的として、昭和62年10月6日に設立された。

少子高齢化が急速に進行する中、地域における高齢者の中核的な活動拠点としての役割を担い、生涯現役社会の実現に向けて社会の担い手となる会員の確保を図り、多様な形態による雇用・就業機会の確保、地域の日常生活に密着した就業開拓等に取り組まれている。

8 公金の概要

(1) 公益社団法人綾部市シルバー人材センター事業費補助金

公益社団法人綾部市シルバー人材センター事業費補助金交付要綱に基づき、運営に必要な人件費、一般運営費及び技能訓練等に要する経費に対して補助金を交付するもので、令和5年度、令和6年度はいずれも20,000,000円（商工労政課所管分8,300,000円、環境企画課所管分11,700,000円）を交付している。

9 監査の結果

(1) 公益社団法人 綾部市シルバー人材センター

補助金は、目的に沿い適正に執行されていると認めた。今後も、関係機関と連携し、地域社会の活性化に貢献されることを期待する。

(2) 商工労政課

補助金交付事務は、適正に執行されていると認めた。今後も、補助金の目的を達成するため適正な交付事務に努められるとともに、的確な指導を行われたい。

綾部市選挙管理委員会告示第 23 号

令和 7 年 7 月 20 日執行予定の参議院京都府選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定める。

令和 7 年 6 月 13 日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

**令和7年7月20日執行予定
参議院議員通常選挙ポスター掲示場設置箇所一覧**

	投票区	番 号	住 所	名 称
1	1	1	綾部市田野町風久呂	風久呂団地入口矢三商店様前畑
2	1	2	綾部市上野町上野5	旧西日本農業研究センター西側フェンス
3	1	3	綾部市田野町赤坂	田野町コミュニティセンター法面
4	1	4	綾部市寺町農屋敷	寺町西入口
5	1	5	綾部市上野町上野129	綾部幼稚園東側
6	1	6	綾部市新宮町91	ハート交流センター駐車場フェンス
7	1	7	綾部市上野町上野168	綾部小学校フェンス
8	1	8	綾部市寺町上石	大谷住宅集会所フェンス
9	1	9	綾部市寺町農屋敷	正暦寺様西側駐車場
10	2	1	綾部市若竹町12	市役所東駐車場北側フェンス
11	2	2	綾部市川糸町丁畠地内	京都府綾部総合庁舎フェンス
12	2	3	綾部市並松町下番取	荻野昭様宅横市道ガードレール
13	2	4	綾部市野田町仲ノ後8-1	消防ポンプ格納庫前
14	2	5	綾部市味方町薬師前4	若宮酒造株式会社様ブロック塀
15	2	6	綾部市味方町舟ノ上8-1	菱田眞人様宅
16	2	7	綾部市味方町薬師谷	紫水ヶ丘団地入口
17	3	1	綾部市若竹町8-1	綾部市役所
18	3	2	綾部市綾中町	大槻洋司様宅横フェンス
19	3	3	綾部市青野町西青野	Chou Chou サクラティエフェンス
20	3	4	綾部市西町三丁目南大坪	綾部市市民センター門塀
21	3	5	綾部市綾中町花ノ木30	アスパ様北駐車場道路側フェンス
22	3	6	綾部市青野町大塚	桑の苑門扉横フェンス
23	3	7	綾部市青野町大塚	市立病院前入口
24	4	1	綾部市駅前通東石ヶ坪	駅南広場府道側
25	4	2	綾部市相生町17	綾部保育園フェンス
26	4	3	綾部市神宮寺町重代1-1	昭和モータース様事務所横フェンス
27	4	4	綾部市本町七丁目53	旧日交商事(株)綾部整備工場様フェンス
28	4	5	綾部市幸通23	フレッシュバザール綾部幸通り店裏 市道駅前宮代線フェンス
29	4	6	綾部市神宮寺町西谷	桑井組様作業所前公園
30	5	1	綾部市宮代町	八幡児童公園
31	5	2	綾部市井倉町館2	井倉町児童遊園地
32	5	3	綾部市宮代町前田	京都丹の国農協様本店
33	5	4	綾部市宮代町明知20	綾部中学校グランド下
34	5	5	綾部市井倉町梅ヶ畑20	日東精工様玄関前駐車場
35	5	6	綾部市井倉新町北大橋18-1	井倉新町団地3棟東側フェンス
36	5	7	綾部市井倉新町石風呂1	グンゼ研究開発部様フェンス
37	6	1	綾部市岡町斗代	美容室バンビー様横ブロック塀
38	6	2	綾部市延町北在家7	朝倉様宅前
39	6	3	綾部市延町鳥居	小林商店様前ガードレール
40	6	4	綾部市安場町鳴竹12-1	鳴竹集会所
41	6	5	綾部市上延町岩鼻97	上延1号緑地
42	6	6	綾部市大島町二反田11-3	綾部ルネス病院様駐車場フェンス
43	6	7	綾部市大島町大江	大島町中公会堂前ガードレール
44	6	8	綾部市岡町下山27-37	樋口明様宅
45	6	9	綾部市大島町南天田井15-1	山崎モータース様駐車場
46	7	1	綾部市高津町高土井	集落入口市道ガードレール
47	7	2	綾部市高津町荒倉	高津農林組合様農産物集出荷施設横
48	7	3	綾部市高津町三反田	京都協立病院様フェンス
49	7	4	綾部市高津町藤ノ木5-2	プラトーあやべ様横空き地
50	7	5	綾部市高津町北川	高津町防火水槽

**令和7年7月20日執行予定
参議院議員通常選挙ポスター掲示場設置箇所一覧**

	投票区	番 号	住 所	名 称
51	7	6	綾部市高津町藤ノ木	大槻裕成様宅北側 市道ガードレール
52	8	1	綾部市里町敷田	府道綾部インター線四方順市様宅向かい付近
53	8	2	綾部市桜が丘一丁目	嶋田透様宅横フェンス
54	8	3	綾部市有岡町前田25	杉山泰一様宅
55	8	4	綾部市有岡町志庭垣	志庭垣橋横空き地
56	8	5	綾部市多田町鳴田33	参田建夫様宅
57	8	6	綾部市多田町前地	多田町公会堂
58	8	7	綾部市高倉町大懐8022	ゴミ集積所横
59	8	8	綾部市星原町井の谷1	星原町公民館下
60	8	9	綾部市小呂町岸ヶ下12	渡辺彰様宅隣空き地
61	9	1	綾部市釜輪町乙味井根上	釜輪町公民館前ガードレール
62	9	2	綾部市釜輪町唐次道ノ上	山家東部簡易水道釜輪加圧ポンプ室フェンス
63	9	3	綾部市戸奈瀬町道ノ下	戸奈瀬町公会堂
64	10	1	綾部市鷹栖町豊後田32	基幹集落センター
65	10	2	綾部市下原町五反田	村上工務店様資材置き場
66	10	3	綾部市上原町戸尻8	山家駅前広場
67	10	4	綾部市下替地町下針ノ木迫	府道広野綾部線沿い四方弘美様土地
68	10	5	綾部市東山町山家	東綾中学校グランドフェンス
69	10	6	綾部市旭町西ノ内	奥野定夫様宅前空き地
70	10	7	綾部市橋上町築14-1	橋上町集荷場前
71	10	8	綾部市広瀬町二和橋15	佐々木鉄工所様ブロック塀
72	11	1	綾部市和木町佐々戸	竹原いずみ様宅豚舎跡空き地
73	11	2	綾部市西原町弓矢	西原町公民館横防火水槽
74	11	3	綾部市和木町樋ノ口	市道和戸成2号入り口ガードレール
75	11	4	綾部市和木町和戸谷	和久一也様宅車庫横山すそ
76	12	1	綾部市上八田町西ノ迫	塩尻早苗様宅西側府道敷
77	12	2	綾部市上八田町泉ヶ丘坂口3	塩尻卓司様宅前防火水槽
78	12	3	綾部市七百石町中山11	慈眼寺様下防火水槽横畑
79	12	4	綾部市七百石町カイ中	大日バス停前府道敷(府道西側)
80	12	5	綾部市七百石町足縄手	消防詰所向かい側
81	12	6	綾部市七百石町八幡2	大町公会堂
82	12	7	綾部市七百石町湯ノ戸	十倉義様宅東側Y字路空き地
83	13	1	綾部市岡安町土樋ノ下5番地の1	交差点角
84	13	2	綾部市岡安町大道	西八田小学校
85	13	3	綾部市中筋町井根淵1-2	(株)渋谷組様事務所先三差路先
86	13	4	綾部市中筋町鶴ヶ岡	木下商店様横防火水槽
87	13	5	綾部市中筋町野	中筋会館前畑
88	14	1	綾部市下八田町中溝8-9	斎藤明様宅前道路法面
89	14	2	綾部市下八田町柿差32	市道有岡淵垣線法
90	14	3	綾部市淵垣町藪ノ下6	梅原秋野様宅
91	14	4	綾部市淵垣町古川14	旧北都信用金庫淵垣支店様裏駐車場横空地
92	14	5	綾部市淵垣町三社田	あやべ台入口市道フェンス
93	14	6	綾部市淵垣町横田32	大田豊様宅横畑
94	15	1	綾部市中山町梅ノ木段6	四方克實様宅
95	15	2	綾部市中山町本丸段	井上久夫様宅前防火水槽
96	15	3	綾部市安国寺町井根尻9-2	小椋尚美様宅北側畑
97	15	4	綾部市安国寺町下背戸	安国寺公民館前
98	15	5	綾部市安国寺町上背戸	渡辺信和様宅前空き地
99	15	6	綾部市安国寺町宮ノ腰2	大槻幸一様前ガードパイプ
100	16	1	綾部市梅迫町鐘鑄場	八田地区交換機設置前

**令和7年7月20日執行予定
参議院議員通常選挙ポスター掲示場設置箇所一覧**

	投票区	番 号	住 所	名 称
101	16	2	綾部市梅迫町溝尻	日本交通株式会社様梅迫営業所跡地
102	16	3	綾部市上杉町洪市	野間医院様東八田分院筋向い
103	16	4	綾部市上杉町横縄手	大石公民館前空き地
104	16	5	綾部市上杉町中嶋	東八田小学校上り口
105	16	6	綾部市高槻町城ノ腰21	消防ポンプ格納庫前法面
106	17	1	綾部市上杉町ヤボセ	鳥居野グラウンド前
107	17	2	綾部市上杉町道場14-5	京都丹の国農協八田支店様倉庫前府道法面
108	17	3	綾部市上杉町中寺口	施福寺公民館前
109	17	4	綾部市上杉町井ノ迫	(株)京綾貨物輸送様裏空き地
110	17	5	綾部市上杉町下雉路	吉田建一様宅前空き地
111	17	6	綾部市上杉町坂5-6	エムハウス様横法面
112	17	7	綾部市上杉町門ノ坪42	旧稲葉製作所様前空き地
113	18	1	綾部市於与岐町レダニ	上野司様宅先三差路空き地
114	18	2	綾部市於与岐町宮ノ下17	弥山会館入口横防火水槽
115	18	3	綾部市於与岐町安ノ坂	中川原作業場
116	18	4	綾部市於与岐町赤道	作業場跡地
117	19	1	綾部市黒谷町東谷3	黒谷資料館跡地
118	19	2	綾部市八代町藤角13-2	八代橋横
119	20	1	綾部市十倉志茂町大農	廣瀬義晴様所有空き地
120	20	2	綾部市十倉中町上川原65-1	東部グラウンド上り口空き地
121	20	3	綾部市十倉向町仲村	渡邊美由紀様宅横畑
122	20	4	綾部市十倉名畑町	旧口上林小学校フェンス
123	20	5	綾部市武吉町辻	武吉公民館前広場
124	20	6	綾部市佃町柳ヶ迫33	井上真弓様宅
125	20	7	綾部市忠町小白井	口上林分団第4部詰所東側道路法面
126	20	8	綾部市井根町南ノ前	永井フジ枝様宅前畑
127	21	1	綾部市位田町浦壁58番地	位田町浦壁58番地宅前庭
128	21	2	綾部市位田町市場	位田橋北側三叉路市道フェンス
129	21	3	綾部市位田町蓮花寺	府道ガードレール
130	21	4	綾部市位田町寺町3-1	下位田遊園地前
131	21	5	綾部市位田町岬	旭ヶ丘公会堂前ガードレール
132	22	1	綾部市栗町ガラ	栗文化センターフェンス
133	22	2	綾部市栗町南ユルズ5-1	高橋真理子様宅
134	22	3	綾部市栗町桶底3-1	永井精様宅横ガードレール
135	22	4	綾部市栗町小東1	消防団豊里分団詰所フェンス
136	22	5	綾部市栗町北ノ前48	栗上茶業組合ガレージ東側
137	22	6	綾部市位田町岡倉	門数好様北側空地
138	23	1	綾部市豊里町福垣96	豊里警察官駐在所横茶畑
139	23	2	綾部市館町森下10	伊治卓様宅向かい側
140	23	3	綾部市館町シボラ	古和田工作所様横空き地
141	23	4	綾部市今田町元立石	今田自治会様駐車場フェンス
142	23	5	綾部市大畠町上り戸	大畠公民館前
143	24	1	綾部市小西町内田28	小西茶工場様
144	24	2	綾部市小西町有坪	小西簡易児童遊園地フェンス
145	24	3	綾部市鍛冶屋町茅倉16	里山交流研修センター前
146	24	4	綾部市鍛冶屋町六反	六反作業場前
147	24	5	綾部市小畑町中村	梅垣様宅ブロック
148	24	6	綾部市小畑町天野前27	山下信行様宅石垣
149	25	1	綾部市石原町長畑	石原自治会ごみ集積所向かい府道法面
150	25	2	綾部市小貝町岬上通	小貝橋西側三叉路府道敷

**令和7年7月20日執行予定
参議院議員通常選挙ポスター掲示場設置箇所一覧**

	投票区	番 号	住 所	名 称
151	25	3	綾部市小貝町所堺6-2	湯殿公会堂前ガードレール
152	25	4	綾部市私市町上野	私市東簡易児童遊園フェンス
153	25	5	綾部市私市町中村段	私市公会堂下ガードフェンス
154	26	1	綾部市物部町横椽	須波伎中央公民館前
155	26	2	綾部市物部町天野10	物部町防火水槽フェンス
156	26	3	綾部市物部町北前田5	下市公民館物置裏
157	26	4	綾部市物部町六地藏	下市バス停横空き地
158	26	5	綾部市物部町蓮池	府道上市交差点フェンス
159	27	1	綾部市物部町東物部119	岸田児童遊園地
160	27	2	綾部市白道路町下五反田10-1	岸本孝昭様宅横畑
161	27	3	綾部市物部町西樋ノ口25	物部会館フェンス
162	27	4	綾部市物部町西樋ノ口	ふれあい広場フェンス
163	28	1	綾部市西坂町弥谷3	谷口忠夫様宅横防火水槽
164	28	2	綾部市西坂町黒満坪	諏訪神社様前空き地
165	28	3	綾部市西坂町段ノ岡38-1	大槻弘和様宅横防火水槽
166	28	4	綾部市西坂町宮床103-1	ごみ集積所横空き地
167	28	5	綾部市西坂町堂ノ岡22-1	堂ノ岡作業場下(中野様宅横)
168	28	6	綾部市西坂町東ノ段37	赤見坂作業場隣田和すみ江様宅
169	29	1	綾部市新庄町北37	石ノ隈バス停裏畑下
170	29	2	綾部市新庄町太ヶ鼻	旧しらはせ理容店様南側空き地
171	29	3	綾部市新庄町柿19-3	永井省三様宅前畑
172	29	4	綾部市新庄町初	奥ポンプ格納庫横
173	30	1	綾部市白道路町鎌倉田28	岡村佳子様宅横
174	30	2	綾部市白道路町谷ノ奥13	平田将海様宅横畑
175	30	3	綾部市白道路町深田14	小林賢一様宅隣法面
176	30	4	綾部市白道路町桜ヶ坪	(株)白道路興農会様倉庫前法面
177	30	5	綾部市白道路町摺鉢田	山岡茂様宅先ガードレール
178	31	1	綾部市志賀郷町家際29	志賀公民館前
179	31	2	綾部市志賀郷町南町15	志賀郷バス停前
180	31	3	綾部市志賀郷町儀市前	下町橋土手
181	31	4	綾部市志賀郷町丁田8	志賀小学校前
182	31	5	綾部市仁和町仲田4-1	仁和町公民館横ゲートボール場フェンス
183	32	1	綾部市向田町久保田	岡井保様宅敷地(東側)
184	32	2	綾部市別所町流田5-1	別所停留所前
185	32	3	綾部市別所町小丸山	別所町公会堂前ガードレール
186	32	4	綾部市篠田町クゴノシタ	山添達男様宅向かい府道法面
187	32	5	綾部市篠田町祝田8	篠田集荷場前
188	33	1	綾部市坊口町由里	坊口公会堂前
189	33	2	綾部市金河内町榎ヶ坪	京都縦貫道橋脚東側府道ガードレール
190	33	3	綾部市金河内町辻道27	ほ場整備石碑前
191	33	4	綾部市金河内町筋海	加柴和成様宅横防火水槽フェンス
192	33	5	綾部市内久井町石代	内久井町防火水槽フェンス
193	34	1	綾部市西方町薦ヶ迫	消防ポンプ格納庫横防火水槽フェンス
194	34	2	綾部市西方町味噌尾68	大槻國夫様宅
195	34	3	綾部市西方町貝尻	西方町公会堂横法面
196	34	4	綾部市西方町家ノ奥19	大槻修様宅
197	34	5	綾部市西方町虫田48	岡本勇様空き地
198	35	1	綾部市睦合町古川	ゲートボール場前空き地
199	35	2	綾部市睦合町念道	第一区公民館前
200	35	3	綾部市睦合町中畑	浅原公民館前

**令和7年7月20日執行予定
参議院議員通常選挙ポスター掲示場設置箇所一覧**

	投票区	番 号	住 所	名 称
201	35	4	綾部市睦合町井谷2	寺澤正人様宅
202	35	5	綾部市睦合町下引地	引地公民館空き地
203	36	1	綾部市八津合町清水ノ下	片岡耕之助様宅横防火水槽
204	36	2	綾部市八津合町縄手	観光センター駐車場
205	36	3	綾部市八津合町馬場	馬場集荷場先防火水槽
206	36	4	綾部市八津合町祖里	井上昇様宅向かい市道ガードレール
207	36	5	綾部市八津合町村中	仲島孝男様宅横空き地
208	36	6	綾部市五津合町荒木48	岩崎冬子様宅ブロック
209	36	7	綾部市五津合町大田2-2	農産物直売所横法面
210	36	8	綾部市五津合町入道25	弓削作業場前ガードレール
211	37	1	綾部市五津合町ユリノ下	清水作業場向かい法面
212	37	2	綾部市五津合町高岸	鎌部稔様宅北側防火用水横
213	37	3	綾部市五泉町西巻	五泉荘向かい道路法
214	37	4	綾部市五泉町田中	市之瀬橋横道路法
215	37	5	綾部市五泉町宮ノ腰20-1	市志公民館前ガードレール
216	38	1	綾部市睦寄町長野	井長守様宅横畑
217	38	2	綾部市睦寄町志古田42	志古田防火水槽横(岩崎リエ様宅前)
218	38	3	綾部市睦寄町市場16	生野敦子様宅横空地
219	38	4	綾部市睦寄町鳥垣	坂尾呂神社様下
220	38	5	綾部市睦寄町堂ノ下14	草壁公民館跡地横
221	38	6	綾部市睦寄町有安1-1	有安公民館前グラウンドフェンス
222	38	7	綾部市睦寄町古井前	古井公民館前防火水槽
223	39	1	綾部市故屋岡町三反田	健康管理センター
224	39	2	綾部市故屋岡町小中13	仲道一彦様横防火水槽
225	39	3	綾部市故屋岡町在中	八代公民館横ガードレール
226	39	4	綾部市故屋岡町平垣	八木博喜様前防火水槽
227	39	5	綾部市故屋岡町神子谷下21番地の1	山崎正治様宅向かい府道法面
228	39	6	綾部市光野町イガミ3	志馬嘉門様宅府道向かい側空き地
229	40	1	綾部市光野町前田	光野橋下詰道路縁
230	40	2	綾部市老富町堂ノ下	みのだ橋詰空地
231	40	3	綾部市老富町ヒシリ4-3	老富会館前
232	40	4	綾部市老富町西ガチ10	市茅野作業場

綾部市選挙管理委員会告示第 24 号

令和 7 年 7 月 20 日執行予定の参議院京都府選挙区選出議員選挙における候補者の氏名及び党派別の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を、次のように定める。

令和 7 年 6 月 13 日

綾部市選挙管理委員会
委員長 中 田 誠 治

- | | | |
|---|-----|-------------------------------------|
| 1 | 日 時 | 令和 7 年 7 月 3 日（木） 午後 5 時 10 分 |
| 2 | 場 所 | 綾部市役所西庁舎 1 階 会議室②
綾部市若竹町 8 番地の 1 |